

水道事業における
PPP/PFI手法導入優先的検討規程
の策定ガイドライン(案)
【Ver1.0】

平成 29 年 3 月

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

目 次

はじめに	1
(1)背景	1
(2)水道事業における本ガイドライン(案)の位置付け	1
1. 総則	3
1.1 目的	3
1.2 定義	4
1.3 対象とする PPP/PFI 手法	5
2. 優先的検討の開始時期	6
3. 優先的検討の対象とする事業	8
3.1 対象事業の基準	8
3.2 対象事業の例外	10
4. 適切な PPP/PFI 手法の選択	11
4.1 採用手法の選択	11
4.2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定	15
5. 簡易な検討	17
5.1 費用総額の比較による簡易な検討	17
5.2 その他の方法による評価	30
6. 詳細な検討	31
7. 評価結果の公表	33
8. 資料	35
8.1 水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程（案）全文	35
8.2 水道事業の主な PPP/PFI 手法導入実績	40
8.3 PPP/PFI 手法に関する関連用語集	45
8.4 関連資料	50
8.5 様式	52

はじめに

(1) 背景

民間資金等活用事業推進会議において決定し公表された「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日）」（以下「優先的検討指針」という。）では、公共施設等の整備等に関する事業の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営等の方針の見直しを行うに当たっては、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することが行われるべきであるとされ、公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則が定められた。

優先的検討指針では、公共施設等を管理する人口20万人以上の方公共団体は、地域の実情を踏まえ、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいとされた。また、公共施設整備事業を所管する大臣は、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを定めることができるものとされた。さらに公共施設等の管理者等は、優先的検討規程又はガイドラインを定めた場合には、それをインターネット上で公表することを求めた。

なお、優先的検討指針で要請されたPPP/PFI手法導入の優先的検討規程策定に参考となる「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」（内閣府 民間資金等活用事業推進室）（以下「内閣府手引」という。）が平成28年3月に、また、地方公共団体が優先的検討規程を運用する際の参考となる「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」（同）が平成29年1月に公表されている。

(2) 水道事業における本ガイドライン（案）の位置付け

本ガイドライン（案）は、内閣府手引で整理されている規程（案）を基に、水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業」という。）を対象に、それぞれの水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者」という。）がPPP/PFI手法導入のための優先的検討規程を作成する際に参考とすることのできる考え方をまとめたものである。具体的には、内閣府手引の優先的検討規程（案）を基に、水道事業の特徴を加味して、水道事業を対象とする標準的な優先的検討規程例を整理するとともに、その基本的な考え方を解説として示したものである。

優先的検討指針では、対象を人口20万人以上の方公共団体としているが、水道事業においては、給水人口20万人以上の水道事業及び一日最大給水量10万m³/日以上の水道用水供給事業の水道事業者等と読みかえ、また、これ以外の水道事業であっても同様の取組を行うことが望ましいものとする。

厚生労働省では、これまでに多様なPPP/PFI手法導入の検討に対しては、平成19年度に「第三者委託実施の手引き」、「水道におけるPFI事業の導入検討のための手引き」を、また、平成20年度には「民間活用を含む連携形態の比較検討の手引き」を作成し、必要に応じて改訂を加え、平成26年度には、公共施設等運営権の設定が可能となるPFI法の改訂を受けて、これらの手引きを一つにまとめた「水道事業における官民連携に関する手引き」（以下「官民連携の手引き」という。）として示してきた。このため、本ガイドライン（案）で示す優先的検討規程は、官民連携の手引きの考えを反映し整合性を図った。

各水道事業者におかれでは、本ガイドライン（案）を参考として優先的検討規程を作成し、PPP/PFI手法の導入検討や実施に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、本ガイドライン（案）の各章は、最初に二重囲みで水道事業の優先的検討規程の標準的な例を示し、次に『解説』として二重囲みで示した優先的検討規程の標準的な例について解説を付すという構成とした。また、水道事業の優先的検討規程の目次（案）の構成は、優先的検討指針及び内閣府手引を参考にして、下表の章立てとした。

優先的検討規程の策定例は、内閣府手引きに記載の優先的検討規程の例を基に、水道事業の特徴を加味して、水道事業を対象とする標準的な優先的検討規程例を整理したものである。なお、水道事業の特徴を加味して追記又は修正した部分を太字で示してある。

表1 水道事業の優先的検討規程（案）の構成（優先的検討指針との対比）

本ガイドライン（案）	優先的検討指針 及び内閣府手引
1. 総則	内閣府手引に記載の優先的検討規程の例を参照
1.1 目的	
1.2 定義	
1.3 対象とするPPP/PFI手法	
2. 優先的検討の開始時期	3 優先的検討の手続き 一 優先的検討の開始時期
3. 優先的検討の対象事業	二 対象事業
3.1 対象事業の基準	イ 対象事業の基準 ロ 事業費基準の例外
3.2 対象事業の例外	ハ 対象事業の例外
4. 適切なPPP/PFI手法の選択	三 適切なPPP/PFI手法の選択
4.1 採用手法の選択	イ 採用手法の選択
4.2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定	ロ 評価を経ずに行う採用手法導入の決定
5. 簡易な検討	四 簡易な検討
5.1 費用総額の比較による評価	イ 趣旨 ロ 評価基準 (1) 費用総額の比較による評価
5.2 その他の方法による評価	(2) その他の方法による評価
6. 詳細な検討	五 詳細な検討 イ 趣旨 ロ 評価基準
7. 評価結果の公表	六 評価結果の公表

1. 総則

総則では、優先的検討規程の目的、定義、対象とするPPP/PFI手法を示す。

1.1 目的

1. 総則	優先的検討規程の策定例
1.1 目的	

本規程は、水道事業において多様なPPP/PFI手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に水道事業の整備・運営を行うとともに、水道利用者に対する低廉かつ良好なサービスの提供（安全な水道水の安定的な供給）を確保し、もって水道の基盤強化並びに、国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

《解説》

優先的検討指針では、地域の実情を踏まえ、次のイからハを満たす優先的検討規程を策定することが求められている（なお、既にこれらを満たす制度がある場合は、新たに策定する必要はない）。

イ 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと

ロ 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること

ハ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適さないとした場合は、その評価内容を公表すること

本項では、当該地方公共団体及び水道事業の実情を踏まえ、規程作成の背景や目的等を記載する。なお、水道事業においてPPP/PFI手法の導入は、水道事業の規模（給水人口や給水量）、種別（水道事業、水道用水供給事業）に関わらず、将来にわたり事業の持続性を確保するために水道の基盤強化に向けて有効な方策の一つとして位置付ける。

1.2 定義

優先的検討規程の策定例

1.2 定義

本規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。その他、本規程において、水道事業関連の用語の定義は、水道法の定めるところによる。

- イ PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ロ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 PFI法第2条第2項に規定する「整備等」であり、建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

《解説》

水道事業を対象とした規程作成に当たり、用語の定義が必要な項目は上記用語等について本項で追加定義する。また、当該地方公共団体で作成、運用されているPFI/PPPに関する手引き、マニュアル、指針等がある場合には本項で適宜追加定義する。

1.3 対象とするPPP/PFI手法

1.3 対象とするPPP/PFI手法		優先的検討規程の策定例
イ 民間事業者が水道施設等の運営等を担う手法	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設等運営権方式● 指定管理者制度（第三者委託に該当）● 包括的民間委託（第三者委託に該当する場合あり）● O（運営等 Operate）方式（第三者委託に該当する場合あり）	
□ 民間事業者が水道施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	<ul style="list-style-type: none">● BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）● BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）● BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）● DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）● RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） (上記運営等には、第三者委託に該当する場合あり)● ESCO	
ハ 民間事業者が水道施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	<ul style="list-style-type: none">● BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式）● DB 方式（設計 Design-建設 Build）● 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）● 公的不動産の利活用*	
※ 公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）		

《解説》

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、PFIはその一類型である。

優先的検討対象として、水道施設、発電施設等（以下「水道施設等」という。）の整備等を導入することにより、

- ・ 従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めること
- ・ 協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること
- ・ 民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図られること

等が期待できるPPP／PFI手法を位置付けることが考えられる。

水道事業では、水道事業固有のPPP/PFI手法である第三者委託の活用を考慮して、また、水道事業における先行的な事例を踏まえ、優先的検討の対象とするPPP/PFI手法を示す。

2. 優先的検討の開始時期

2. 優先的検討の開始時期	優先的検討規程の策定例
<p>新たに水道施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び水道施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる水道施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）IVの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）II 2 (3) の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき四 水道事業の現状や課題を把握し、その対策等（水道事業ビジョンの策定・改訂、事業計画策定等）を検討するとき五 具体的な事業推進のために、施設の更新や耐震化、施設統廃合、未利用資産や未利用エネルギー等の有効活用等の基本計画や基本設計を作成するとき六 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合	

《解説》

一の「インフラ長寿命化基本計画」IVの「個別施設計画」とは、老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において同年11月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられ、その中に位置づけられている個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画である。

二の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」第2の「経営戦略」とは、人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も不断の経営健全化等が必要として中長期的な経営計画として策定を求めるものである。

三の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」II 2 (3) の「地方版総合戦略」とは、都道府県や市町村に各地域の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を求めるものである。

四について、水道事業ビジョンあるいは水道事業ビジョンに基づく事業計画（10カ年程度の事業計画）策定時（又は改訂時）にPPP/PFI手法導入の検討を行うことにより、将来的な方向性や計画との整合性を確保しながら推進することができることから、優先的検討を開始する時期とした。なお、厚生労働省では、水道事業者の取組を推進するため「水道事業ビジョン」の作成を推奨し、また、水道事業ビジョンを「当面の目標点を策定から概ね10年後とし、50年、100年先の将来を見据えた当該水道事業の理想像を明示することを基本」とする水道施設等整備や運営の長期的な方針を示すものと位置付けている。

五について、例えば、既に水道施設等整備事業に着手している場合など、施設等の整備等を行う手法が決定している場合（従来手法により実施する方針が決定している場合を含む。）は、再度、当該事業について優先的検討を実施する必要はないが、事業の進展状況に応じて、基本計画や基本設計を作成するときも優先的検討の開始時期となり得る。さらに、基本設計後であっても導入による有効性が期待できると判断される場合には、PPP/PFI手法導入検討を妨げるものではない。更に、広域連携の検討時期等の機会を捉えてPPP/PFI手法の導入の検討を開始することも考えられる。

六について、優先的検討指針は公共施設等の整備等の方針を検討するに当たってPPP/PFI手法の

導入が適切かどうかを検討するためのものであり、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）の類型 3（公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業）のうち公共施設等の整備等を伴わない事業を対象とするものではない。しかし、公的不動産の利活用を行うことは、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起等を図る観点から望ましいものであり、優先的検討規程の運用と同様に優先的に検討することが求められる。

3. 優先的検討の対象とする事業

3.1 対象事業の基準

3. 優先的検討の対象とする事業	優先的検討規程の策定例
3.1 対象事業の基準	

次の一及び二に該当する水道施設等整備事業を優先的検討の対象とする。

一 次のいずれかに該当する事業、その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる水道施設等整備事業

イ 処理方式の変更や処理プロセスの追加等により運転管理方法の変更が伴う浄水場の更新事業

ロ 水道施設等に公共施設等運営権を設定する事業

二 次のいずれかの事業費基準を満たす水道施設等整備事業

イ 事業費総額が10億円以上の水道施設等整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

ロ 単年度の事業費が1億円以上の水道施設等整備事業（運営・運転維持管理のみを行うものに限る。）

《解説》

優先的検討の対象は、次に掲げる事項の全てを満たす事業とする。

- ① 水道施設等整備事業に該当すること
- ② 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められること（以下「民間資金・能力活用基準」という。）
- ③ 事業費基準を満たすこと

①及び②について

内閣府手引では、PFI 事業としての実績が多く、費用の削減が期待できる建築物又はプラントの整備等に関する事業に加え、費用の削減又は収入の増加が期待できる利用料金の徴収を行う公共施設整備事業を対象としており、それぞれの施設の例として以下が示されている。水道事業の場合には、建築物として事務所庁舎等、プラントとして浄水場、利用料金を徴収する施設として水道が挙げられる。

- i 建築物：文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舎、事務庁舎等
- ii プラント：廃棄物処理施設、浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設等
- iii 利用料金を徴収する施設：空港、水道、下水道等

水道事業においては、浄水場の更新事業における PPP/PFI 事業の導入例が多く、特に運転管理方法が変更となる浄水場の更新事業は、水道事業者に運転管理ノウハウが無い場合もあり、民間資金・能力活用基準を満たす事業と考えられ、一のイに示す事業を優先的検討の対象とすることを原則とすることが考えられる。

また、老朽化施設の更新事業及び耐震化事業や広域連携に伴う事業（広域連絡管整備、施設の統廃合・共同化、管理の一体化等）の実施には、従来に比べ事業量の増大が想定されるため、PPP/PFI 手法を活用することで効果が得られる場合が考えられる。

管路の更新・耐震化事業は、水道事業の給水区域全域の更新・耐震化事業とすると数十年規模の事業期間が必要となるため、路線、地域、種別（管種、布設年代）、事業費規模を考慮して、一定の効果が期待できる事業範囲を設定することで効果が得られる可能性がある。

さらに、水道施設等は、「PPP/PFI 推進アクションプラン」（平成 28 年 5 月 18 日 民間資金等活用事業推進会議）においても、公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業の重点分野に位置付けられており、水道事業において優先的検討を行うことが考えられる。

なお、民間資金・能力活用基準を満たさない事業を除外することも考えられるが、優先的検討指針においては、「資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである」とされていることに留意する必要がある。これは、PPP/PFI 手法の資金調達コストが従来型手法のそれよりも高い場合（例えば PFI 事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高い場合）でも、事業全体の費用で見ればコスト削減が期待できる場合もあることから、資金調達に要するコストの差異のみで民間資金・能力活用基準の適合性を判断するべきではないとしているものである。

③について

事業費基準については、事業費の総額が 10 億円以上の水道施設等整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）及び単年度の事業費が 1 億円以上の水道施設等整備事業（運営等のみを行うものに限る。）とするが、PPP/PFI 手法導入を積極的に図るために、これを下回る事業費基準を設定することは何ら排除されているものではない。例えば、地域の民間事業者による公共施設整備事業の実施を期待する場合に、当該基準を下げることが考えられる。

3.2 対象事業の例外

3.2 対象事業の例外

優先的検討規程の策定例

次に掲げる水道施設等整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている水道施設等整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている水道施設等整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている水道施設等整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある水道施設等整備事業

《解説》

対象事業の例外として優先的検討の対象とすることがなじまない水道施設等整備事業を列挙した。ハは、何らかの法的制限があれば優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨ではなく、当該法的制限によって民間事業者による公共施設整備事業全体が実施できなくなる場合に、これを優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨である。例えば、内閣府手引では、空港の運営等に関する事業における航空交通管制業務については、公権力の行使を伴うことから民間事業者への委託ができないが、当該業務を除いた事業にはPPP/PFI手法の導入が可能であるので、当該事業の全体を優先的検討の対象外とすることは適切でないと考えられるとの例が示されている。

水道事業については、例えば、官民連携の手引き「第4編 PFI導入の検討 3. コンセッション型における検討内容」の3.1.8その他の検討すべき事項に示す水利権の使用許可申請の主体や汚泥の排出主体に関すること等、事業内容により制限を受ける可能性がある事項については留意が必要である。

4. 適切な PPP/PFI 手法の選択

4.1 採用手法の選択

4. 適切なPPP/PFI手法の選択

4. 1 採用手法の選択

水道事業者は、優先的検討の対象となる水道施設等整備事業について、5. の簡易な検討又は6. の詳細な検討に先立って、官民連携の手引きに基づいて当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

優先的検討規程の策定例

《解説》

多様な PPP/PFI 手法がある中で、具体的に検討している水道施設等整備事業の期間、特性、規模等により、採用することができる PPP/PFI 手法を絞り込む。簡易な検討及び詳細な検討に先立ち、これらを実施する PPP/PFI 手法を絞り込むことにより、迅速かつ的確な検討の実施につながる。

採用手法の選択については、官民連携の手引き（「第 II 編 民間活用を含む連携形態の比較検討」）を参照されたい。PPP/PFI 手法の選択（採用手法の選択）は、官民連携の手引きに示す検討手順の STEP1～3 の検討に該当する。

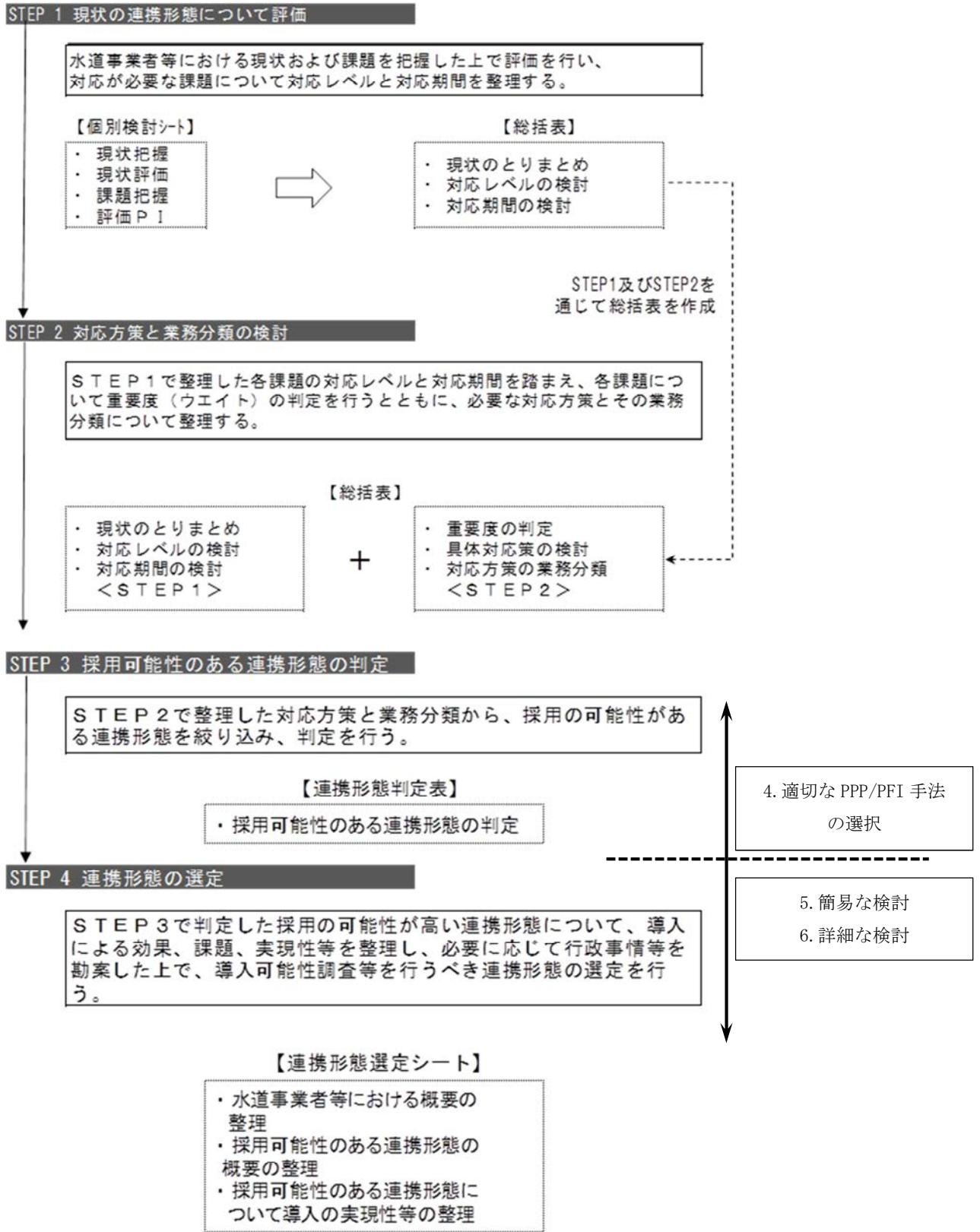


図1 「官民連携の手引き」のPPP/PFI手法の選定に係る検討フロー

参考例として、業務範囲と連携形態の関係図（図2）、連携形態と業務分類による対応可能性（図3）を示す。なお、官民連携の手引きにおいても唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとしている。

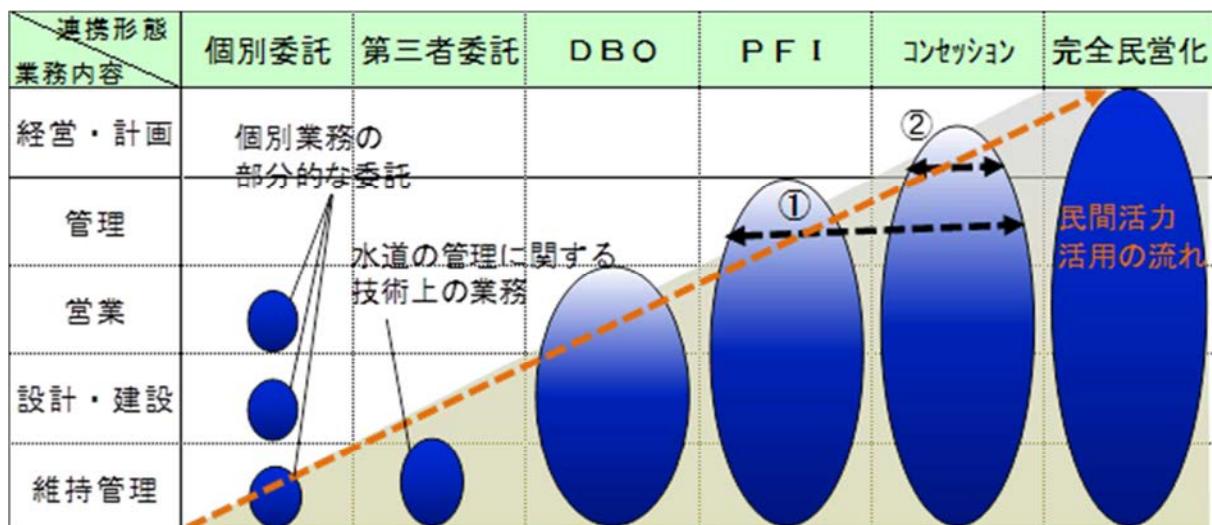


図2 水道事業における業務範囲とPPP/PFI手法との関係図

連携形態 業務分類	個別 委託	第三 者 委 託	DBO	PFI	コンセッション	完全 民営化
経営・計画	×	×	×	×	●	●
管理	×	×	×	△		
営業	○	×	△	△		
設計・建設	○	×	○	○		
維持管理	○	○	○	○		

× : 当該連携形態による対応は困難

△ : 状況に応じて対応が可能

○ : 対応が可能

● : 対応できる可能性はあるものの、水道事業の経営主体が民間事業者に変更になることから、採用に当たっては慎重な検討が必要

注1 (※1)について、個別委託による対応は困難であることから「×」としており、直営による対応について否定するものではない

注2 (※2)について、PFI法上では「経営・計画」業務への対応は可能であるが、水道法上、民間事業者が水道事業認可を取得する必要が生じることが考えられることから、ここでは「×」としている。

注3 「△」は状況に応じて対応が可能としているが、下表に示すような業務内容の範囲であれば、対応可能(=「○」となる)と考えられる。

業務分類と業務内容の範囲

業務分類	業務内容の範囲
管理	資金調達(施設整備に伴うもの)、財務関連業務、人事管理業務 等
営業	検針業務、窓口業務、料金徴収業務 等

図3 連携形態と業務分類によるPPP/PFI手法の対応可能性

<参考>内閣府手引では、下記フローチャートを参考に用いることや、民間事業者からのPPP/PFIに関する提案に具体的なPPP/PFI手法が記載されている場合は当該手法を採用手法として選択することが示されている。

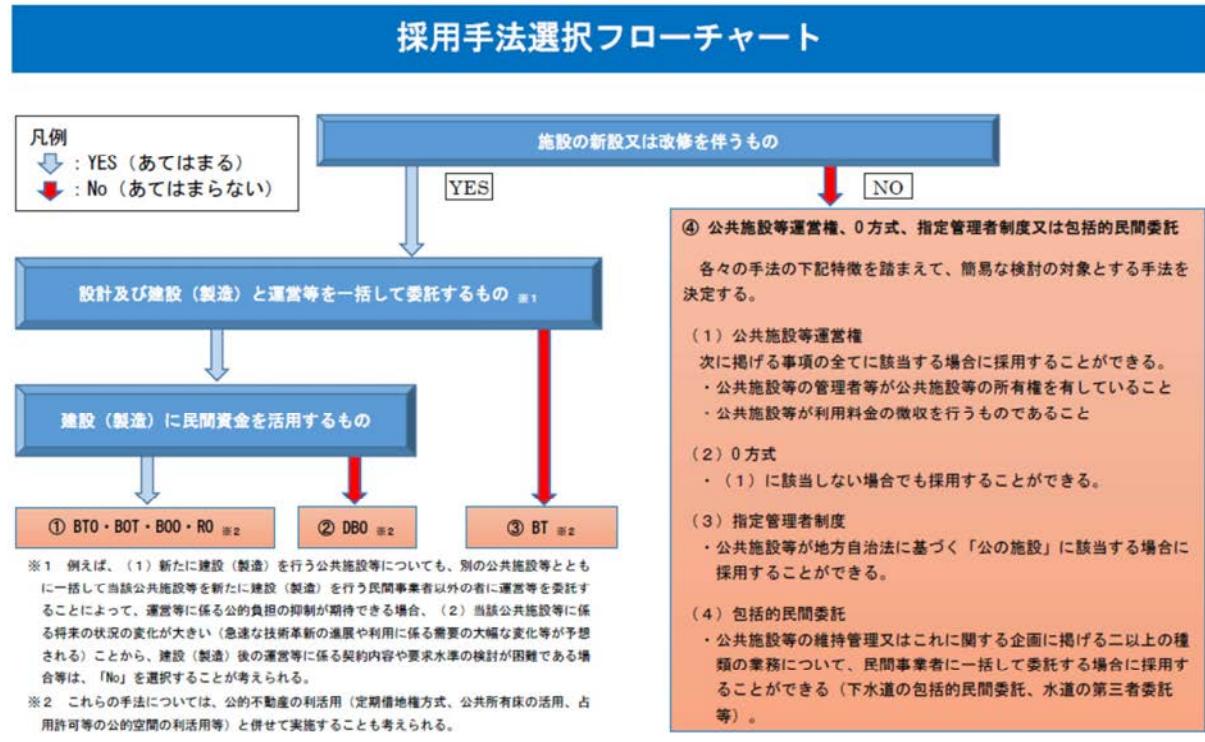


図4 内閣府手引の採用手法選択フローチャート

4.2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

4.2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定		優先的検討規程の策定例
	水道事業者は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、5.の簡易な検討及び6.の詳細な検討を省略して、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。	
イ 5.の簡易な検討及び6.の詳細な検討を省略することができる場合	採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を行わないことが通例の場合	
ロ 5.の簡易な検討のみを省略できる場合 (6.の詳細な検討は実施する場合)	①当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式 ②民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法	

《解説》

検討している水道施設等整備事業と同種の事例の過去の実績に照らし、当該手法の導入により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加が期待できると認められる場合、簡易な検討及び詳細な検討を省略し、当該手法の導入を決定することができる。これらを省略することができる場合として、イ、ロの二通りが考えられる。

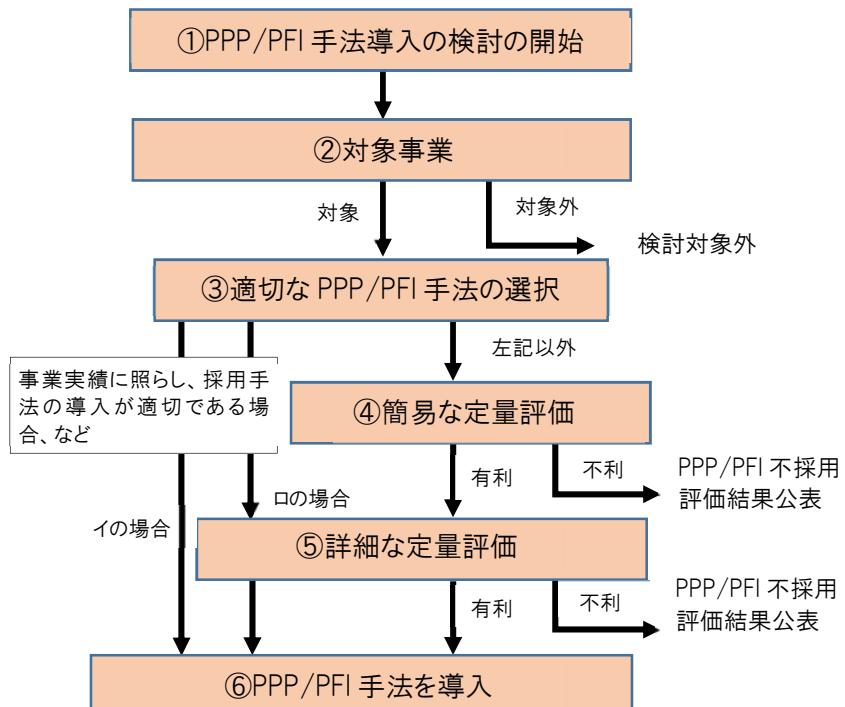


図5 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス

イ 簡易な検討及び詳細な検討を省略することができる場合

採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施しないことが通例である場合は、簡易な検討及び詳細な検討を省略することが考えられる。

□ 簡易な検討のみ省略できる場合（詳細な検討は実施する場合）

詳細な検討を実施することが前提とされている公共施設整備事業については、簡易な検討のみを省略し、詳細な検討を実施することが考えられる。例えば、

- ① 採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例である場合
- ② 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合

等が考えられる。

①の例としては、採用手法が「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」が対象としている施設整備業務の比重の大きい事業又は運営等の業務内容が定型的な事業におけるBT0方式等である場合については、この場合に該当する可能性があると考えられる。なお、当該マニュアルは、下記内閣府ホームページに掲載している。

（概要）<http://www8.cao.go.jp/pfi/tetsudukikanika-manual-gaiyou.pdf>

（本体）<http://www8.cao.go.jp/pfi/tetsudukikanika-manual.pdf>

この他に、水道事業が評価を経ずに採用手法を決定する場合は、地方公共団体の施策によることが想定されるが、地方公営企業として独立した会計により運営する水道事業において、このようなケースは少ないと思われる。

5. 簡易な検討

5.1 費用総額の比較による簡易な検討

5. 簡易な検討

優先的検討規程の策定例

5.1 費用総額の比較による評価

簡易な検討は、官民連携の手引きに基づき、導入による効果、課題、実現性等整理して導入実現性の高い手法の選定を行う。導入による効果を定量的に評価する場合は次の方法とする。

(費用総額の比較による評価)

水道事業者は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら水道施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4.において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

イ 水道施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

ロ 水道施設等の運営等の費用

ハ 民間事業者の適正な利益及び配当

ニ 調査に要する費用

ホ 資金調達に要する費用

ヘ 利用料金収入

《解説》

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、水道事業者が自ら候補とされたPPP/PFI手法の適否を検討する段階である。これにより、この段階で、明らかにPPP/PFI手法導入の見込みがない水道施設等整備事業についてPPP/PFI手法を導入しないこととすることができる、無用な調査に要する費用を削減することができる。

1) 簡易な検討のフロー

水道事業の場合の簡易な検討は、図6(1)の検討フローによることが考えられる。図6(1)は官民連携の手引きの検討手順に、本ガイドライン（案）の優先的検討の流れを組んだものであり、【3. 優先的検討の対象とする事業】を考慮して【STEP2】の検討を行い、また、【5. 簡易な検討】の定量評価結果を【STEP4】に反映させることを示したものである。

官民連携の手引きの【STEP1】～【STEP3】の検討で選定されたPPP/PFI手法について、【STEP4】において、図7(1)に示す書式（フェイスシート）を用いて対象とする事業の概要を整理し、選定したPPP/PFI手法別に図7(2)に示す書式（PPP/PFI手法別検討シート）を用いて導入による効果、課題、実現可能性を整理する。その際に、導入による効果を定量的に評価する場合には、2)に示す費用総額の比較による評価を行う。

図6(2)のフローは、図6(1)の検討フローから簡易な検討（費用総額の比較による評価）部分を取り出して、【STEP4】の検討に「費用総額の比較による評価」を反映する手順を示したものである。

なお、これらの検討は3. 優先的検討の開始時期に示したように、水道事業ビジョン策定または改訂時等に併せて実施すると効率的である。

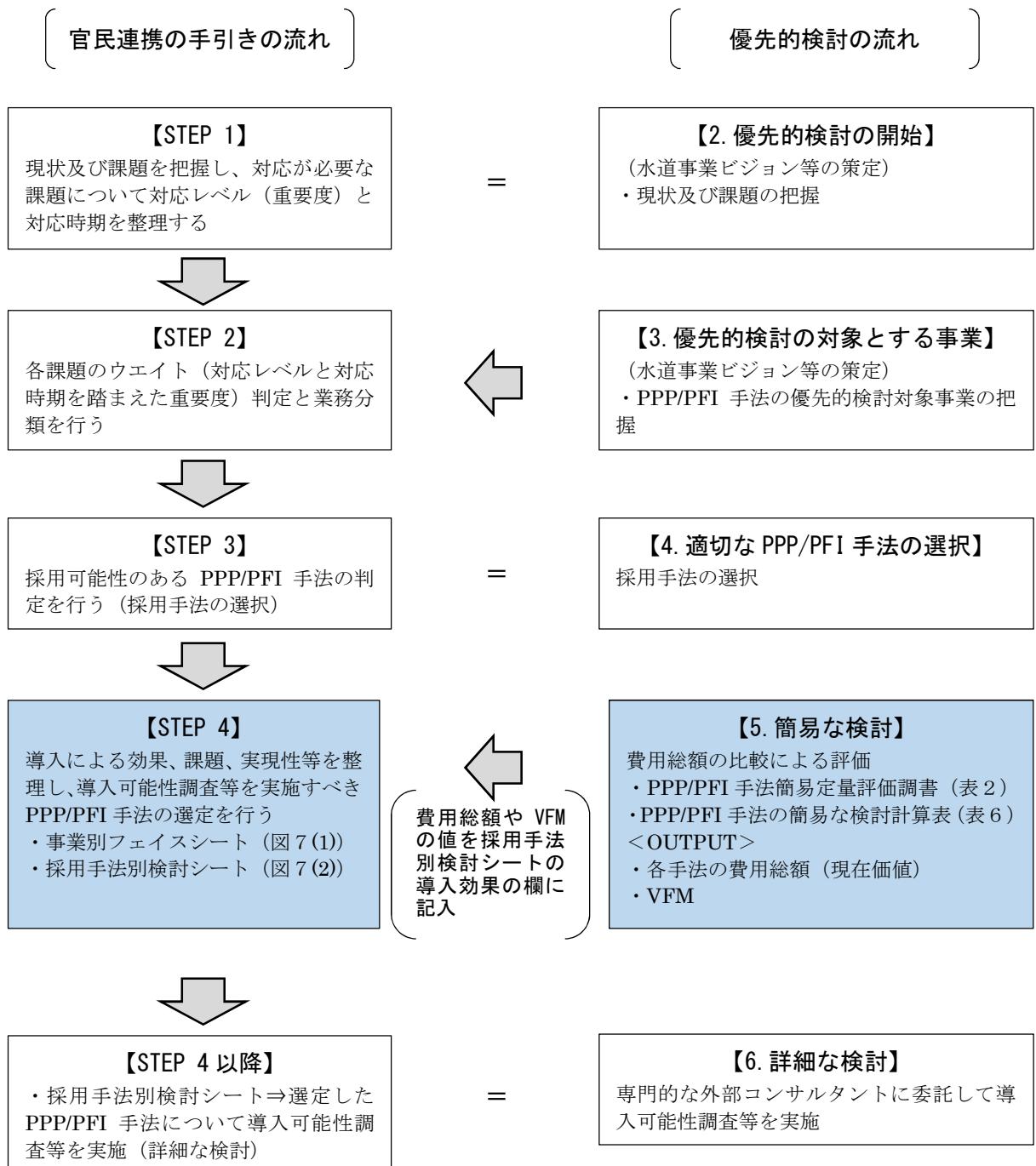


図 6(1) PPP/PFI 手法導入の優先的検討の流れ

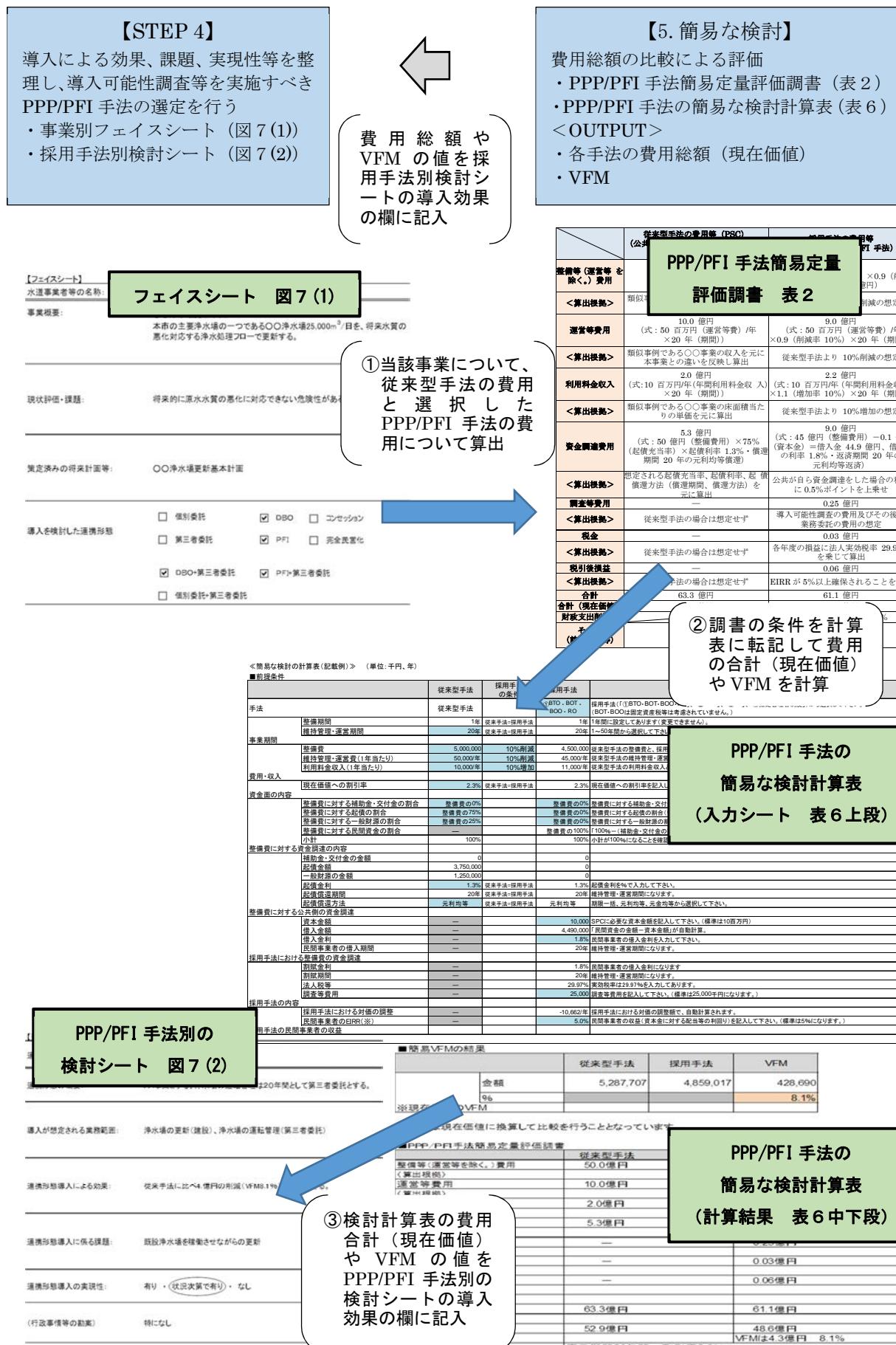


図6(2) PPP/PFI手法導入の優先的検討の流れ（簡易な検討の入出力イメージ）

【フェイスシート】		
水道事業者等の名称:	○○(市・町・村)水道事業	
事業概要:	○○浄水場更新事業 本市の主要浄水場の一つである○○浄水場25,000m ³ /日を、将来水質の悪化対応する浄水処理フローで更新する。	
現状評価・課題:	将来的に原水水質の悪化に対応できない危険性がある。	
策定済みの将来計画等:	○○浄水場更新基本計画	
導入を検討した連携形態	<input type="checkbox"/> 個別委託 <input checked="" type="checkbox"/> DBO <input type="checkbox"/> コンセッション <input type="checkbox"/> 第三者委託 <input checked="" type="checkbox"/> PFI <input type="checkbox"/> 完全民営化 <input checked="" type="checkbox"/> DBO+第三者委託 <input checked="" type="checkbox"/> PFI+第三者委託 <input type="checkbox"/> 個別委託+第三者委託	

図 7 (1) PPP/PFI 手法の検討のための検討シート（フェイスシート記載例）

【連携形態の検討結果】		
連携形態:	PFI+第三者委託	
連携形態の概要:	PFI事業とする。浄水場の運転管理は20年間として第三者委託とする。	
導入が想定される業務範囲:	浄水場の更新(建設)、浄水場の運転管理(第三者委託)	
連携形態導入による効果:	従来手法に比べ4億円の削減(VFM8.1%)が期待できる。	
連携形態導入に係る課題:	既設浄水場を稼働させながらの更新	
連携形態導入の実現性:	有り・ 状況次第で有り ・なし	
(行政事情等の勘案)	特になし	

図 7 (2) PPP/PFI 手法の検討のための検討シート（PPP／PFI 手法別検討シート記載例）

2) 費用総額の比較による評価方法

費用総額の比較による評価は、(1)に示す内閣府手引の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書(表2 記載例)を用い、その際に(2)に示す簡易な検討における要素の要否(表3)を参考に、必要な項目の費用を算定又は設定する。

簡易検討の前提条件の数値については、多くの項目をデフォルト値として示すものの、一部の前提条件については水道事業者において設定するものとする。また、各地方公共団体において既に想定している数値がある場合には当該数値を用いて計算できるものとする。これらの検討に当たっては、(3)～(6)に示す手法別算定方法、(7)の水道事業の場合の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の各費用算定根拠(表5)、(8)の簡易な検討の計算表(表6)を参考にすることが考えられる。

(1) PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の記載例

表2 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載例（内閣府手引の別紙3）

	従来型手法の費用等 (PSC) (公共施設等の管理者等が自ら整備 等 を行う手法)	採用手法の費用等 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用	50.0 億円	45.0 億円 (式 : 50 億円 (整備費) × 0.9 (削減率 10%) = 45 億円)
<算出根拠>	類似事例である○○事業の床面積当たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%削減の想定
運営等費用	10.0 億円 (式 : 50 百万円 (運営等費) /年 × 20 年 (期間))	9.0 億円 (式 : 50 百万円 (運営等費) /年 × 0.9 (削減率 10%) × 20 年 (期間))
<算出根拠>	類似事例である○○事業の収入を元に本事業との違いを反映し算出	従来型手法より 10%削減の想定
利用料金収入	2.0 億円 (式 : 10 百万円/年 (年間利用料金収入) × 20 年 (期間))	2.2 億円 (式 : 10 百万円/年 (年間利用料金収入) × 1.1 (増加率 10%) × 20 年 (期間))
<算出根拠>	類似事例である○○事業の床面積当たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%増加の想定
資金調達費用	5.3 億円 (式 : 50 億円 (整備費用) × 75% (起債充当率) × 起債利率 1.3% · 債還期間 20 年の元利均等償還)	9.0 億円 (式 : 45 億円 (整備費用) - 0.1 億円 (資本金) = 借入金 44.9 億円、借入金の利率 1.8% · 返済期間 20 年の元利均等返済)
<算出根拠>	想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法 (償還期間、償還方法) を元に算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5%ポイントを上乗せ
調査等費用	—	0.25 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用の想定
税金	—	0.03 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 29.97% を乗じて算出
税引後損益	—	0.06 億円
<算出根拠>	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	63.3 億円	61.1 億円
合計(現在価値)	52.9 億円	48.6 億円
財政支出削減率		VFM は 4.3 億円、8.1%
その他 (前提条件等)	事業期間 20 年間 割引率 2.3%	

※ 本 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載している各費用等の要素はあくまでも一例であり、(2) に記載するとおり、個別の事業の特性、経済情勢等に応じてその内容を記載することが必要。

(2) 簡易な検討における要素の要否

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載する各費用等の要素については、個別の事業の特性に応じて、民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査により得られた整備等の費用削減率及び利用料金収入の増加率等を活用して得られた数値を簡易な検討の計算表に記入することで算定することが考えられる。各費用等の要素については、次の表3に掲げるものについて記載することが考えられる。

表3 簡易な検討における要素の要否

	①BT0・BOT・BOO・RO		②DBO		③DB(BT)		④公共施設等運営権・指定管理者制度・包括的民間委託	
	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI
水道施設等の整備等(運営等を除く)の費用	○	○	○	○	○	○	—	—
水道施設等の運営等の費用	○	○	○	○	—	—	○	○
利用料金収入	事業による	事業による	事業による	事業による	—	—	事業による(公共施設等運営権方式の場合必須)	事業による(公共施設等運営権方式の場合必須)
資金調達に要する費用	○	○	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (BT民、DB官が調達)	—	—
調査に要する費用	—	○	—	○	—	○	—	○
税金	—	○	—	○	—	—	—	○
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)	—	○	—	○	—	—	—	○

(3) 採用手法がフローチャート結果①の手法(BT0 方式等)である場合

①従来型手法による場合の費用(PSC)等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられる。

表4(1) 従来型手法による場合の費用(PSC)等の算定方法(例)

水道施設等の整備等(運営等を除く)の費用	水道事業ビジョン、基本計画等において想定されている施設の整備等に要する額 又は水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(H23.12)の費用関数等を用いて計算した額
水道施設等の運営等の費用	同上
利用料金収入	水道事業ビジョン、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	起債等により水道事業者が自ら資金調達を行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表(表6参照)を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)	算入しない

②採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられる。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれる。

表4(2) 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法(例)

水道施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	$PSC \times 0.9$ (設計・建設費削減率 10%の場合)
水道施設等の運営等の費用	$PSC \times 0.9$ (維持管理費削減率 10%の場合)
利用料金収入	$PSC \times 1.1$ (民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限る。)
資金調達に要する費用	水道事業者が自ら資金調達をした場合における金利に 0.5% ポイントを上乗せした額 ※簡易な検討の計算表(表6参照)を用いて計算
調査に要する費用	2,500 万円～6,000 万円程度
税金	損益 × 29.97% (平成 28 年度法人実効税率) ※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算。ただし、BOT 方式及び BOO 方式の場合にあっては、別途不動産の取得及び保有に係る税負担が発生することに留意。
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)	資本金の額: 1,000 万円～1 億円 又は、民間調達金額の 5～10%とする考え方や維持管理費の半年分とする考え方もある。 EIRR: 5～15% (EIRR(Equity Internal Rate of Return)とは投資家から見た内部収益率のこと。資本金に対する配当等の利回りを示す指標であり、「資本金」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しくなる割引率。サービス購入型の場合には 5～10%、独立採算型の場合には 10～15%が目安。今回は便宜的に「配当」ではなく「税引後損益 + 割賦原価 - 借入金元本償還」で計算。以下同じ。) ※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算

- ※ 幅のあるものについては、特段の事情がない限り最低の金額を用いることが考えられる。
- ※ 実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切である。
- ※ 不動産の取得及び保有に係る税負担としては、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が考えられるが、BOT 方式についてはこれらについてそれぞれ次に掲げる租税特別措置がある。
 - ・ 不動産取得税:PFI法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置(詳細については地方税法附則第11条第6項及び第8項を参照)
 - ・ 固定資産税及び都市計画税:PFI法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、当該家屋及び償却資産の課税標準を2分の1とする特例措置(詳細については地方税法附則第15条第17項及び20項を参照)
- ※ 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用、公共施設等の運営等の費用については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均費用削減率が約10%であったことからここでは $PSC \times 0.9$ としている。
- ※ 利用料金収入については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均利用料金収入増加率が約10%であったことから $PSC \times 1.1$ としている。
- ※ 公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用については、共同発行市場公募地方債の過去10年間平均とすることが考えられる(http://www.chihousai.or.jp/03/01_03.html)。なお、平成18年度～平成27年度の平均は約1.1%である。一方、民間事業者の資金調達に要する費用については、PFI事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高いことが想定されるため、公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用に0.5%ポイント程度上乗せすることが考えられる。
- ※ 調査に要する費用については、「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」(平成17年3月内閣府民間資金等活用事業推進室)における導入可能性調査費用(400万円～700万円程度)及びアドバイザリー業務費用(2,000万円～5,000万円程度)を合計し、2,500万円～6,000万円程度としている。

③その他の仮定

事業期間	基本構想、基本計画等において想定されている期間
割引率	2.3% ※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて現在価値化

※ 平成26年度及び平成27年度に実施方針が公表されたPFI事業のうちVFM評価が公表されているものの割引率の平均が約2.3%であることから2.3%としている。

(4) 採用手法がフローチャート結果②の手法(DBO方式)である場合

①従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられる。

表4(3) 従来型手法による場合の費用(PSC)等の算定方法

水道施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	水道事業ビジョン、基本計画等において想定されている施設の整備等に要する額 又は水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(H23.12)の費用関数等を用いて計算した額
水道施設等の運営等の費用	同上
利用料金収入	水道事業ビジョン、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	起債等により水道事業者が自ら資金調達を行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表(表6参照)を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)	算入しない

②採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられる。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれる。

表4(4) 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

水道施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	PSC × 0.9(設計・建設費削減率 10%の場合)
水道施設等の運営等の費用	PSC × 0.9(維持管理費削減率 10%の場合)
利用料金収入	PSC × 1.1(民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限る。)
資金調達に要する費用	水道事業者が自ら資金調達をした場合における金利に 0.5%ポイントを上乗せした額 ※簡易な検討の計算表(表6参照)を用いて計算
調査に要する費用	2,500 万円～6,000 万円程度
税金	損益 × 29.97% (平成 28 年度法人実効税率) ※簡易な検討の計算表(表6参照)を用いて計算。ただし、BOT 方式及びBOO 方式の場合にあっては、別途不動産の取得及び保有に係る税負担が発生することに留意。
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)	資本金の額:1,000 万円～1 億円 又は、民間調達金額の 5～10%とする方法や維持管理費の半年分とする考え方もある。 EIRR:5%～10% ※簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて計算

※ 必要に応じて、上記(3)に記載している①の手法(BTO方式等)における算定方法の考え方を参照。

(5) 採用手法がフローチャート結果③の手法（BT・DB方式）である場合

①従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられる。

表4(5) 従来型手法による場合の費用(PSC)等の算定方法

水道施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	水道事業ビジョン、基本計画等において想定されている施設の整備等に要する額 又は水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(H23.12)の費用関数等を用いて計算した額
水道施設等の運営等の費用	算入しない
利用料金収入	算入しない
資金調達に要する費用	起債等により水道事業者が自ら資金調達を行った場合の費用 ※簡易な検討の計算表(表6参照)を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)	算入しない

②採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられる。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれる。

表4(6) 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

水道施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	PSC × 0.9(設計・建設費削減率 10%の場合)
水道施設等の運営等の費用	算入しない
利用料金収入	算入しない
資金調達に要する費用	従来型手法の数値と同様とする
調査に要する費用	2,500 万円～6,000 万円程度
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)	算入しない

※ 必要に応じて、上記(3)に記載している①の手法(BTO方式等)における算定方法の考え方を参照。

(6) 採用手法がフローチャート結果④の手法（公共施設等運営権、指定管理者制度又は包括的民間委託）である場合

①従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられる。

表4(7) 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

水道施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	算入しない
水道施設等の運営等の費用	水道事業ビジョン、基本計画等において想定されている施設の整備等に要する額 又は水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（H23.12）の費用関数等を用いて計算した額
整備費に対する資金調達の内容	算入しない
利用料金収入	水道事業ビジョン、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	算入しない
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

②採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられる。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれる。

表4(8) 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

水道施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	算入しない
水道施設等の運営等の費用	PSC × 0.9（維持管理費削減率 10%の場合）
整備費に対する資金調達の内容	算入しない
利用料金収入	利用料金収入がある場合には、PSC × 1.02（民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限る。）
資金調達に要する費用	算入しない
調査に要する費用	公共施設等運営権の場合、2,500 万円～6,000 万円程度
税金	公共施設等運営権の場合、損益 × 29.97%（平成 28 年度法人実効税率） ※簡易な検討の計算表（表6参照）を用いて計算
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

※ 実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切である。

※ 上表は、指定管理者制度を前提としたものであるが、これ以外の民間事業者に運営等の業務を委託する手法（公共施設等運営権方式、水道の包括的民間委託、水道の第三者委託等）を活用できる場合は、当該手法を活用することでより効率的かつ効果的な事業の実施が期待できる場合もある。例えば、公共施設運営権方式を活用する場合には、いわゆる更新投資や利用料金の決定等を含め民間事業者に委ねることにより、運営等費の削減率、利用料金収入の増加率がより高まり、調査等が発生することを勘案しても、採用手法の費用総額がより一層削減することが期待できる。

※ 利用料金収入については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の導入効果」における利用料金収入増加率が約2%であったことからPSC × 1.02としている。

※ 調査に要する費用について、包括的民間委託の検討の場合にも、必要に応じて含める必要がある。

(7) 水道事業の場合の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の各費用の算定根拠

参考として、水道事業の場合の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の各費用の算定根拠をまとめると表 6 のとおりである。

表 5 費用総額の比較による評価の算定の考え方（案）

項目	従来型手法	PPP/PFI 手法
(i)水道施設等の整備等(運営等を除く)の費用	①水道事業ビジョン、事業計画等での概算 ②関連手引き※等での試算 ③同種施設の概略の規模単価で算定 (建築物:m ² 単価、施設等:水量・容量m ³ 単価、管路等:m単価)…過去の実績値等より設定 ④民間からの見積もり取得	削減率(期待値)により算定
(ii)水道施設等の維持管理・運営等の費用	①水道事業ビジョン、事業計画等での概算 ②関連手引き※等での試算 ③同種施設の概略の規模単価で算定 (建築物:m ² 単価、施設等:水量・容量m ³ 単価、管路等:m単価)…過去の実績値等より設定 ④民間からの見積もり取得	削減率(期待値)により算定
(iii)民間事業者の適正な利益及び配当	なし	想定適正利益率により算定(例えば、プラントメーカーの営業利益率)
(iv)調査に要する費用	なし	類似事業におけるコンサルタント費用
(v)資金調達に要する費用	①共同発行市場公募地方債の過去 10 年間(平成 17 年度～平成 26 年度)平均 ②地方公共団体の過去の実績値等より設定	同左
(vi)利用料金収入	類似する事業の年間利用料金から設定(付帯事業がある場合)	同左

※ 水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(平成 23 年 12 月)厚生労働省健康局水道課

(8) 簡易な検討計算表の記載例

表6 簡易な検討の計算表（記載例イメージ）

※簡単な検討の計算表（記載例）（単位：千円、年）

■前提条件

	従来型手法	採用手法 の条件	採用手法	前提条件の入力方法
手法	従来型手法		①BT0・BOT・BOO・RO	採用手法（「①BT0・BOT・BOO・RO」、「②DBO」、「③BT」、「④指定管理者制度」）から選択して下さい。（BOT・BOOは固定資産税等は考慮されません。）
事業期間	整備期間 維持管理・運営期間	1年 従来手法=採用手法 20年 従来手法=採用手法	1年 20年	1年間に設定してあります（変更できません）。 1～50年間から選択して下さい。
費用・収入	整備費 維持管理・運営費（1年当たり） 利用料金収入（1年当たり）	5,000,000 50,000/年 10,000/年	10%削減 10%削減 10%増加	4,500,000 45,000/年 11,000/年
資金面の内容	現在価値への割引率	2.3%	従来手法=採用手法	2.3% 現在価値への割引率を記入して下さい。（標準は2.3%になります。）
整備費に対する資金調達の内容	整備費に対する補助金・交付金の割合 整備費に対する起債の割合 整備費に対する一般財源の割合 整備費に対する民間資金の割合 小計	整備費の0% 整備費の75% 整備費の25% — 100%	整備費の0% 整備費に対する起債の割合(%)を記入して下さい。 整備費に対する一般財源の割合(%)を記入して下さい。 整備費に対する民間資金の割合(%)を記入して下さい。 100%	整備費に対する補助金・交付金の割合(%)を記入して下さい。 整備費に対する起債の割合(%)を記入して下さい。 整備費に対する一般財源の割合(%)を記入して下さい。 整備費に対する民間資金の割合(%)を記入して下さい。 小計が100%になると確認して下さい。
採用手法における整備費の資金調達	補助金・交付金の金額 起債金額 一般財源の金額 起債金利 起債償還期間 起債償還方法	0 3,750,000 1,250,000 1.3% 20年 元利均等	従来手法=採用手法 従来手法=採用手法 従来手法=採用手法	0 0 0 1.3% 起債金利を%で入力して下さい。 20年 韓持管理・運営期間になります。 期限一括、元利均等、元金均等から選択して下さい。
採用手法の内容	採用手法における対価の調整 民間事業者のEIRR(※)	— —	-10,662/年 5.0%	SPCに必要な資本金額を記入して下さい。（標準は10百万円） 民間事業者の収益（資本金に対する配当等の利回り）を記入して下さい。（標準は5%になります。）
採用手法の民間事業者の収益				

■簡易VFMの結果

	従来型手法	採用手法	VFM
金額	5,287,707	4,859,017	428,690
%			8.1%

※VFMは現在価値に換算して比較を行うこととなっています。

■PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法	採用手法
整備等（運営等を除く。）費用	50.0億円	45.0億円
（算出根拠）		
運営等費用	10.0億円	9.0億円
（算出根拠）		
利用料金収入	2.0億円	2.2億円
（算出根拠）		
資金調達費用	5.3億円	9.0億円
（算出根拠）		
調査等費用	—	0.25億円
（算出根拠）		
税金	—	0.03億円
（算出根拠）		
税引き後損益	—	0.06億円
（算出根拠）		
合計	63.3億円	61.1億円
（算出根拠）		
合計（現在価値）	52.9億円	48.6億円
財政支出削減率		VFMは4.3億円 8.1%
その他（前提条件等）	事業期間20年間 割引率2.3%	

5.2 その他の方法による評価

優先的検討規程の策定例

5.2 その他の方法による評価

水道事業者は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、5.1にかかわらず、次に掲げる評価その他の公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

《解説》

公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる限りにおいて、費用総額の比較による評価以外の評価手法を採用することができる。

内閣府手引では、公共施設等運営権方式、収益施設の併設又は活用等事業収入等で費用を回収するPFI事業等の採用手法について過去の実績が乏しいこと等により、民間事業者への意見聴取等を活用して、簡易な検討を行うことができるものとしている。

水道事業の類似事例については、表7～表10の主なPPP/PFI手法導入実績一覧を参考にされた。なお、水道事業は同規模であっても、地形や水源などの違いで事業運営が大きく異なる為、類似事例はあくまでも参考、あるいは検討を開始する上での動機付けとして活用するのが適当であると考えられるので、簡易な検討としてその他の方法による評価を行う場合においても、官民連携の手引きに基づくことを原則とする。

6. 詳細な検討

優先的検討規程の策定例

6. 詳細な検討

水道事業者は、5. の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された水道施設等整備事業以外の水道施設等整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら水道施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

《解説》

詳細な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託するなどにより、自ら水道施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、簡易な検討の結果導入することが不適当とされなかつた採用手法による場合との間で、幅広い観点から費用総額等を比較する段階である。

詳細な検討においては、次に掲げる項目について検討し、自ら水道施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価することが考えられる。

- イ 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討
- ロ 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討
- ハ リスク分担の検討
- ニ 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較
- ホ 採用手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討
 - (1) 当該事業の長期契約への適否の検討
 - (2) 既存の公共施設等の状態に関するリスク分担の検討（開示できる公共施設等の情報の内容を含む。）
- ヘ 採用手法に BTO 方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討

水道事業者は、官民連携の手引きに示すSTEP4において選定された（不適当と評価されなかつた）PPP/PFI 手法について、専門的な外部コンサルタントに「導入可能性調査」等を委託して実施することが考えられる。例えば、官民連携の手引きを参考に下記の検討を行うことが考えられる。

- ① 前提条件の整理
- ② 先進事業・類似事業の調査
- ③ 法制度・支援措置等の整理
- ④ 事業スキームの検討
- ⑤ 対価の支払い方法とモニタリングの検討
- ⑥ 事業継続が困難な場合の措置の検討
- ⑦ リスク分担の検討
- ⑧ 民間事業者の意向調査
- ⑨ VFM の検討
- ⑩ 総合的評価
- ⑪ スケジュールの検討

7. 評価結果の公表

7. 評価結果の公表

優先的検討規程の策定例

一 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

水道事業者は、5.1 の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

① PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨、その他当該水道施設等整備事業の予定価格の推測につながらない事項について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。

② PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容について、入札手続の終了後等適切な時期に公表する。

ロ その他の方法による評価の結果の公表

水道事業者は、5.2 の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

① PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該水道施設等整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。)について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。

② 客観的な評価結果の内容(当該水道施設等整備事業の予定価格の推測につながらるものに限る。)について、入札手續の終了後等適切な時期に公表する。

二 詳細な検討の結果の公表

水道事業者は、6.の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

イ PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨、その他当該水道施設等整備事業の予定価格の推測につながらない事項について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。

ロ PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容(6.の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの)について、入札手續の終了後等適切な時期に公表する。

《解説》

水道施設等整備事業が簡易な検討や詳細な検討で PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、インターネット上で公表するものとする。なお、公表の時期については、入札手續等の公正さを確保するため、入札手續の終了後等の適切な時期に行うものとする。

採用手法の評価結果を第三者による比較が可能な状態で公表することによって、採用手法の導入の適否の判断について、透明性を確保するとともに、住民及び民間事業者に対する説明責任を果たすことができる。なお、PPP/PFI 手法を導入する場合にも、評価結果を公表することとすることも考えられる。

公表時期は公表対象事項によって異なると考えられる。「PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨」及び「評価の内容」を公表することとするが、後者のうち予定価格の推測につながらる事項については、「入札手續等の公正さを確保するため、入札手續の終了後等の適切な時期に行う」ことが必要である。これは、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 26 年 9 月 30 日一部変更閣議決定) を踏まえたものであり、当該指針においては、入札手續等の公正さを確保するため、予定価格等の公表は契約後遅滞なく行うものとされている。採用手法の評価結果、特に

詳細な検討の結果については、予定価格の推測等につながることから、当該指針の趣旨と同様に、入札手続の終了後等の適切な時期に公表することとする。

また、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び予定価格の推測につながらない事項については、住民及び民間事業者に対する説明に資することから、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞なく公表することが考えられる。なお、複数の事業に関する公表事項をまとめて公表することも考えられる。

8. 資料

8.1 水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程（案）全文

1. 総則

1.1 目的

本規程は、水道事業において多様なPPP/PFI手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に水道事業の整備・運営を行うとともに、水道利用者に対する低廉かつ良好なサービスの提供（安全な水道水の安定的な供給）を確保し、もって水道の基盤強化並びに、国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1.2 定義

本規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。その他、本規程において、水道事業関連の用語の定義は、水道法の定めるところによる。

- イ PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ロ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 PFI法第2条第2項に規定する「整備等」であり、建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

1.3 対象とするPPP/PFI手法

本規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。なお、水道事業では、イのうち、指定管理者制度、包括的民間委託、O（運営等Operate）方式、ロのうちB T O等の運営等（Operate）を含む方式の場合には、委託業務内容に応じて水道法第24条の3に規定する、いわゆる第三者委託に該当する場合がある。

イ 民間事業者が水道施設等の運営等を担う手法	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設等運営権方式● 指定管理者制度（第三者委託に該当）● 包括的民間委託（第三者委託に該当する場合あり）● O（運営等 Operate）方式（第三者委託に該当する場合あり）
□ 民間事業者が水道施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	<ul style="list-style-type: none">● BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）● BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）● BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）● DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）● RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） (上記運営等には、第三者委託に該当する場合あり)● ESCO
ハ 民間事業者が水道施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	<ul style="list-style-type: none">● BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式）● DB 方式（設計 Design-建設 Build）● 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）● 公的不動産の利活用*

* 公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）

2. 優先的検討の開始時期

新たに水道施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び水道施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる水道施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）IVの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- 三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）II 2 (3) の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 四 水道事業の現状や課題を把握し、その対策等（水道事業ビジョンの策定・改訂、事業計画策定等）を検討するとき
- 五 具体的な事業推進のために、施設の更新や耐震化、施設統廃合、未利用資産や未利用エネルギー等の有効活用等の基本計画や基本設計を作成するとき
- 六 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合

3. 優先的検討の対象とする事業

3.1 対象事業の基準

- 次の一及び二に該当する水道施設等整備事業を優先的検討の対象とする。
- 一 次のいずれかに該当する事業、その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる水道施設等整備事業

- イ 处理方式の変更や処理プロセスの追加等により運転管理方法の変更が伴う浄水場の更新事業
 - ロ 水道施設等に公共施設等運営権を設定する事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす水道施設等整備事業
- イ 事業費総額が10億円以上の水道施設等整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ロ 単年度の事業費が1億円以上の水道施設等整備事業（運営・運転維持管理のみを行うものに限る。）

3.2 対象事業の例外

次に掲げる水道施設等整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている水道施設等整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている水道施設等整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている水道施設等整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある水道施設等整備事業

4. 適切なPPP/PFI手法の選択

4.1 採用手法の選択

水道事業者は、優先的検討の対象となる水道施設等整備事業について、5.の簡易な検討又は6.の詳細な検討に先立って、官民連携の手引きに基づいて当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

4.2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

水道事業者は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、5.の簡易な検討及び6.の詳細な検討を省略して、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 5.の簡易な検討及び6.の詳細な検討を省略することができる場合

採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を行わないことが通例の場合

ロ 5.の簡易な検討のみを省略できる場合（6.の詳細な検討は実施する場合）

①当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式

②民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

5. 簡易な検討

5.1 費用総額の比較による評価

簡易な検討は、官民連携の手引きに基づき、導入による効果、課題、実現性等整理して導入実現性の高い手法の選定を行う。導入による効果を定量的に評価する場合は次の方法とする。

(費用総額の比較による評価)

水道事業者は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら水道施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4.において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

イ 水道施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

ロ 水道施設等の運営等の費用

ハ 民間事業者の適正な利益及び配当

ニ 調査に要する費用

ホ 資金調達に要する費用

ヘ 利用料金収入

5.2 その他の方法による評価

水道事業者等は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、5.1 にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

6. 詳細な検討

水道事業者は、5.の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された水道施設等整備事業以外の水道施設等整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら水道施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7. 評価結果の公表

一 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

水道事業者は、5.1 の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

① PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨、その他当該水道施設等整備事業の予定価格の推測につながらない事項について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。

② PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容について、入札手続の終了後等適切な時期に公表する。

ロ その他の方法による評価の結果の公表

水道事業者は、5.2 の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとす

る。

- ① PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該水道施設等整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。)について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。
- ② 客観的な評価結果の内容(当該水道施設等整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。)について、入札手続の終了後等適切な時期に公表する。

二 詳細な検討の結果の公表

水道事業者は、6. の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- イ PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨、その他当該水道施設等整備事業の予定価格の推測につながらない事項について、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期に公表する。
- ロ PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容(6. の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの)について、入札手続の終了後等適切な時期に公表する。

8.2 水道事業の主な PPP/PFI 手法導入実績

表 7 水道事業の主な PPP/PFI 手法導入実績 (PFI 及び DBO)

都道府県	事業名称	対象施設	事業内容	事業方式	契約締結日	運用期間(年)
北海道	夕張市水道事業	旭町浄水場及び清水沢浄水場	浄水場の更新（設計・建設）及び維持管理	PFI(DBO)方式	2012年3月19日	20
福島県	会津若松市水道事業	滝沢浄水場	浄水場の設計・施工・維持管理と既存浄水場の維持管理及び送配水施設維持管理等	DBO方式	2013年12月16日	19
埼玉県	埼玉県営水道用水供給事業	大久保浄水場	・排水処理施設の更新 ・排水処理施設の運営（運営・維持管理、発生土有効利用、非常用発電業務、常用発電業務）	PFI(BTO)方式	2004年12月24日	20
千葉県	千葉県営水道事業	ちば野菊の里浄水場	排水処理施設の設計・施工・維持管理、既存設備撤去・更新 浄水発生度の運搬・再利用	PFI(BTO)方式	2005年3月25日	20
千葉県	千葉県営水道事業	北総浄水場	排水処理施設の設計・施工・維持管理、既存設備撤去・更新 浄水発生度の運搬・再利用	PFI(BTO)方式	2005年3月25日	20
東京都	東京都水道事業	金町浄水場	常用発電設備を設置し、浄水場へ電力・蒸気を供給する	PFI(BOO)方式	1999年10月18日	20
東京都	東京都水道事業	朝霞浄水場・三園浄水所	①常用発電設備を設置し、浄水場へ電力・蒸気を供給する ②次亜を製造し浄水場へ供給 ③浄水発生土を有効利用する	PFI(BOO)方式	2001年10月18日	20
神奈川県	横浜市水道事業	川井浄水場	浄水場の設計・施工・維持管理	PFI(BTO)方式	2009年2月27日	20
神奈川県	神奈川県営水道事業	寒川浄水場	排水処理施設、建設、維持管理、運営	PFI(BTO)方式	2003年12月19日	20
愛知県	岡崎市水道事業	男川浄水場	男川浄水場の設計、建設、維持管理（排水処理施設は運転管理、発生汚泥の有効利用を含む） また、場外施設、簡易水道施設の維持管理	PFI(BTM)方式	2013年1月31日	15
愛知県	愛知県水道用水供給事業	知多・高蔵寺・尾張東部・上野浄水場	○排水処理施設の設計・建設及び運営・維持管理 ○浄水発生土の有効利用	PFI(BTO)方式	2006年2月22日	20
愛知県	愛知県水道用水供給事業	豊田・幸田・安城(工水)・豊橋・豊川・豊橋南部浄水場	○排水処理施設の設計・建設及び運営・維持管理 ○浄水発生土の有効利用	PFI(BTO)方式	2011年3月8日	20
愛知県	愛知県水道用水供給事業	犬山・尾張西部浄水場	○排水処理及び常用発電等施設の設計・建設及び運営・維持管理 ○浄水発生土の有効利用	PFI(BTO)方式	2014年12月25日	22
愛媛県	松山市水道事業	かきつばた浄水場、高井神田浄水場	設計・建設（膜ろ過施設の新設、既存施設の更新）・維持管理	DBO方式	2005年12月22日	15
愛媛県	四国中央市水道事業	中田井浄水場	浄水場の設計・施工・維持管理	DBO方式	2015年3月1日	18
福岡県 熊本県	大牟田市水道事業 荒尾市水道事業	ありあけ浄水場	浄水場設計、施工、維持管理	DBO方式	2009年6月5日	15

表8 水道事業の主なPPP/PFI手法導入実績（第三者委託、大臣認可事業）

都道府県名	事業名称	対象施設	事業内容	契約期間	
				開始	終了
宮城県	仙台市水道事業	-	水道法施行令第7条第2号に定める給水装置の管理に関する技術上の業務及び関連業務	平成27年4月1日	平成28年3月31日
宮城県	岩沼市水道事業	玉崎浄水場	浄水場運転管理業務	平成27年4月1日	平成28年3月31日
宮城県	大崎市水道事業	清水浄水場	備考参照	平成24年4月1日	平成28年3月31日
山形県	天童市水道事業		給水装置に関する技術上の業務その他関連する業務	平成27年4月1日	平成30年3月31日
山形県	酒田市水道事業	小牧浄水場・新山受水場	運転管理業務	平成25年4月1日	平成30年3月31日
福島県	須賀川市水道事業	西川浄水場外	浄水場等の運転・維持管理等	平成26年3月27日	平成31年3月31日
栃木県	佐野市水道事業	大橋浄水場外111施設	施設の維持管理	平成25年4月1日	平成29年3月31日
群馬県	館林市水道事業	第二、第三浄水場	運転維持管理・給水装置関連業務	平成25年4月1日	平成29年3月31日
埼玉県	所沢市水道事業	第一浄水場ほか	浄水場の運転の監視操作業務	平成27年4月1日	平成30年3月31日
千葉県	九十九里地域水道用水供給事業	長柄浄水場、長柄取水場	長柄浄水場、取水場の保守点検及び運転管理業務	平成27年4月1日	平成30年3月31日
千葉県	北千葉広域水道用水供給事業	沼南給水場から北船橋給水場に至る受託者との共有施設	運転・保守等の施設管理 水質管理等の維持管理	平成26年4月1日	平成29年3月31日
神奈川県	横浜市水道事業	川井浄水場	浄水場の運転・維持管理	平成26年4月1日	平成46年3月31日
神奈川県	横須賀市水道事業	小雀浄水場	維持・操作・管理業務	平成14年7月18日	-
神奈川県	神奈川県営水道事業	箱根地区の全ての県営水道施設	箱根地区における水道事業全般	平成25年12月9日	平成31年3月31日
静岡県	榛南水道用水供給事業	榛南浄水場	浄水場運転管理	平成27年4月1日	平成28年3月31日
静岡県	遠州広域水道用水供給事業	寺谷浄水場	浄水場運転管理	平成27年4月1日	平成30年3月31日
静岡県	駿豆水道用水供給事業	中島浄水場	浄水場運転管理	平成27年4月1日	平成28年3月31日
三重県	津市水道事業	三雲浄水場	・運転管理業務 ・保守点検業務 ・維持管理業務 ・ユーティリティ業務	平成25年7月1日	平成27年6月30日
京都府	向日市水道事業	物集女西浄水場	一部	平成27年7月	平成30年6月 (3年契約)
兵庫県	淡路広域水道企業団水道事業	鳥飼・広石浄水場	五色地区の給水装置を除く、水道施設	平成27年4月1日	平成28年3月31日
岡山県	岡山県広域水道企業団水道用 水供給事業	津山第1浄水場 津山第2浄水場	取水、導水、浄水、送水に関する業務	平成16年4月1日	※双方から申し出 がない限り1年間 延長
広島県	広島県水道用水供給事業	高陽取水場	全部委託	平成17年4月1日	平成18年3月31日
広島県	広島県水道用水供給事業	宮原浄水場	全部委託	平成17年4月1日	平成18年3月31日
広島県	広島西部地域水道用水供給事 業	白ヶ瀬浄水場・三ツ石浄水場	全部委託	平成25年4月1日	平成30年3月31日
広島県	沼田川水道用水供給事業	宮浦浄水場	全部委託	平成17年4月1日	平成18年3月31日
広島県	沼田川水道用水供給事業	本郷取水場、本郷浄水場、本郷塙田浄 水場、坊士浄水場	全部委託	平成27年4月1日	平成32年3月31日
愛媛県	宇和島市水道事業	柿原浄水場他	浄水場施設等の運転管理	平成25年4月1日	平成30年3月31日
愛媛県	四国中央市水道事業	中井浄水場	運転管理業務	平成23年2月1日	平成28年3月31日
愛媛県	南予水道用水供給事業	宇和島浄水場	運転維持管理	平成25年4月1日	平成30年3月31日
福岡県	大牟田市水道事業	ありあけ浄水場	運転管理業務、保守点検業務、水質管理業 務、修繕業務、消耗品調達管理業務、膜交換 業務、薬品調達管理業務、光熱水燃料調達管 理業務、浄水ケーブル有効利用業務、見学対応 業務、警備業務、植栽管理業務、清掃業務、 事業終了時の引継ぎ業務、災害及び事故対策 業務	平成24年4月1日	平成39年3月31日
福岡県	飯塚市水道事業	各浄水場	運転管理業務	平成25年1月16日	平成30年3月31日
福岡県	糸島市水道事業	瑞梅寺浄水場	共同施設の管理	平成17年2月7日	瑞梅寺ダムの利水 使用許可の存続す る期間
福岡県	福岡地区水道企業団水道用 水供給事業	海水淡化化センター	運転操作監視業務及び保守点検業務	平成27年4月1日	平成28年3月31日
福岡県	福岡地区水道企業団水道用 水供給事業	多々良浄水場	多々良取水工事に係わる取水施設、導水施 設、浄水施設及び送水施設の管理	平成14年7月1日	共同施設が存続す る間
長崎県	佐世保市水道事業	山の田浄水場	運転管理・監視、水質管理 保守点検、維持管理・修繕他	平成27年4月1日	平成42年3月31日
熊本県	荒尾市水道事業	ありあけ浄水場	浄水場運転管理業務他	平成21年6月6日	平成39年3月31日
熊本県	荒尾市水道事業	宮原浄水場及び関連施設	取水、導水、浄水処理業務他	平成26年4月1日	平成31年3月31日

表9 水道事業の主なPPP/PFI手法導入実績（第三者委託、都道府県知事認可事業）

都道府県名	事業名称	対象施設	事業内容	契約期間	
				開始	終了
北海道	八雲町大新簡易水道事業	取水施設、浄水施設、送配水施設	施設運営・維持管理等	平成25年4月1日	平成29年3月31日
北海道	石狩市水道事業	浄配水場、送水ポンプ場、取水施設等	浄配水場運転管理業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
北海道	夕張市水道事業	旭町浄水場、清水沢浄水場、場外系施設（配水池、ポンプ場等）	浄水場、場外系施設（配水池、ポンプ場等）の維持管理、メータ検針、窓口業務、料金収受	平成24年4月1日	平成44年3月31日
北海道	稚内市水道事業	浄水場3か所、ポンプ場8か所、配水池19か所	取水、浄水、送配水 ※管路は除く	平成24年4月1日	平成29年3月31日
北海道	白老町水道事業	森野取水場・深井戸設備・白老浄水場・虎杖浜第1浄水場・虎杖浜第2浄水場・配水池	浄水場運転管理・水質管理業務	平成26年4月1日	平成31年3月31日
北海道	むかわ町穂別地区簡易水道事業	稲里浄水場他	水質、水量、施設管理他	平成27年4月1日	平成28年3月31日
北海道	むかわ町富内地区簡易水道事業	富内ポンプ室他	水質、水量、施設管理他	平成27年4月1日	平成28年3月31日
北海道	釧路市飽別簡易水道事業	飽別浄水場（釧路市阿寒町飽別地区）	運転管理業務	平成27年4月1日	平成28年3月31日
北海道	中標津町上水道事業	浄水場、配水池施設 水源施設、その他閑連施設	施設管理及び大規模修繕を除く包括委託	平成27年4月1日	平成28年3月31日
北海道	中標津町簡易水道事業	浄水場、配水池施設 水源施設、その他閑連施設	施設管理及び大規模修繕を除く包括委託	平成27年4月1日	平成28年3月31日
岩手県	二戸市上水道事業	二戸市浄水場外32施設	施設運転管理、維持管理業務	平成27年4月1日	平成32年3月31日
岩手県	二戸市御返地区簡易水道事業	御返地浄水場外4施設	施設運転管理、維持管理業務	平成27年4月1日	平成32年3月31日
岩手県	二戸市白鳥・坂本地區簡易水道事業	折爪浄水場岡4施設	施設運転管理、維持管理業務	平成27年4月1日	平成32年3月31日
岩手県	二戸市川又地区簡易水道事業	鏡田浄水場外2施設	施設運転管理、維持管理業務	平成27年4月1日	平成32年3月31日
岩手県	二戸市斗米地区簡易水道事業	斗米浄水場外2施設	施設運転管理、維持管理業務	平成27年4月1日	平成32年3月31日
岩手県	紫波町船久保簡易水道事業	舟久保水系取水施設・浄水施設	水道法第19条第2項第1号、2号、4号から8号	平成24年4月1日	平成31年3月31日
宮城県	大崎市池月簡易水道事業	池月浄水場、池月配水池、天王寺ポンプ場、天王寺配水池	水道施設の運転・維持管理	平成24年4月1日	平成28年3月31日
宮城県	大崎市真山簡易水道事業	真山浄水場、真山配水池	水道施設の運転・維持管理	平成24年4月1日	平成28年3月31日
宮城県	大崎市中里簡易水道事業	中里浄水場、中里配水池	水道施設の運転・維持管理	平成24年4月1日	平成28年3月31日
山形県	河北町水道事業	東根市行政区域に隣接する河北町田井川向地区への給水管 (河北町田井川向地区の産直販売所1件に、配水管の近接している東根市上水道からの給水を受けるためのもの)	東根市行政区域に隣接する河北町田井川向地区への給水管（河北町布設φ50mm L:422m）の維持管理及び同区間の給水水質管理の業務	平成23年3月23日	自動更新
福島県	三春町上水道事業	三春浄水場他	・浄水施設並びに配水池、増圧施設の運転管理、設備点検業務 ・委託施設に関する非常緊急時の対応業務 ・委託施設に関する水質管理業務 ・来訪者に対する対応	平成25年4月1日	平成30年3月31日
福島県	三春町過足簡易水道事業	過足簡易水道施設	・浄水施設並びに配水池、増圧施設の運転管理、設備点検業務 ・委託施設に関する非常緊急時の対応業務 ・委託施設に関する水質管理業務 ・来訪者に対する対応	平成25年4月1日	平成30年3月31日
群馬県	川場村簡易水道事業	取水口、金山平浄水場、配水池	水道施設の運転・管理	平成27年4月1日	平成32年3月31日
千葉県	長門川水道企業団水道事業	前新田浄水場他	浄配水場の運転管理他	平成25年4月1日	平成30年3月31日
神奈川県	神奈川県-神奈川県水道事業（箱根）	箱根地区の全ての県営水道施設	箱根地区における水道事業全般	平成25年12月9日	平成31年3月31日
神奈川県	南足柄市水道事業	取水・浄水施設・配水池	水道施設維持管理業務	平成24年4月1日	平成29年3月31日
福井県	越前市服部地区簡易水道事業	取水施設及び配水施設	取水施設及び配水施設の運転管理業務	平成24年12月25日	平成28年3月31日
山梨県	甲斐市水道事業（竜王）	大原配水場ほか	取水井・配水場ほか	平成21年4月1日	平成31年3月31日
山梨県	甲斐市水道事業（双葉）	下今井配水場ほか	取水井・配水場ほか	平成21年4月1日	平成31年3月31日
山梨県	峠東地域広域水道用水供給事業	杣口浄水場	浄水場及び送水施設の運転・保全・水質管理業務	平成23年4月1日	平成28年3月31日
長野県	蓼科高原チャレルトの森水道事業	すべての水源（6） すべての配水池（16） 管路、消火栓等	水質管理、水質検査、水量管理、運転管理、保守点検、施設環境整備、検針	平成26年4月1日	平成27年3月31日 (条件付き自動更新)
長野県	宿岩簡易水道事業	すべての水道施設	施設運転管理、保守点検、水質管理、環境整備、電気水道ガスなど調達、保安管理、災害及び緊急時対応業務、メーター管理、給水装置の管理、配給水管管理、給水停止等	平成27年6月1日	平成30年3月31日
静岡県	伊豆高原上水道事業	上水道施設	施設管理業務	平成24年4月1日	自動更新
静岡県	大室上水道事業	上水道施設	施設管理業務	平成24年3月2日	事業廃止まで
静岡県	名鉄赤沢団地簡易水道事業	簡易水道施設	施設管理業務	平成26年8月1日	自動更新

都道府県名	事業名称	対象施設	事業内容	契約期間	
				開始	終了
静岡県	エンゼルリゾート伊豆稻取簡易水道事業	簡易水道施設	施設管理業務	平成21年2月1日	自動更新
静岡県	三井熱川分譲地簡易水道事業	簡易水道施設	施設管理業務	平成23年4月1日	自動更新
静岡県	殖産住宅浮山簡易水道事業	簡易水道施設	施設管理業務	平成22年4月22日	自動更新
静岡県	富士急日本ランド別荘地簡易水道事業	簡易水道施設	施設管理業務	昭和54年4月1日	自動更新
兵庫県	西脇市西脇地区水道事業	西脇市内の浄水場施設、取水施設、配水施設	運転管理、巡回点検及び保安管理等	平成22年10月1日	平成27年9月30日
兵庫県	西脇市黒田庄地区水道事業	西脇市内の浄水場施設、取水施設、配水施設	運転管理、巡回点検及び保安管理等	平成22年10月1日	平成27年9月30日
兵庫県	西脇市芳田地区簡易水道事業	西脇市内の浄水場施設、取水施設、配水施設	運転管理、巡回点検及び保安管理等	平成22年10月1日	平成27年9月30日
島根県	仙山簡易水道事業	水源地、膜処理施設、送水ポンプ場、配水池外	施設の維持管理	平成27年4月1日	平成28年3月31日 (1年毎の自動更新)
広島県	大竹市水道事業	防鹿浄水場系統の各施設及び三石配水池	水道施設の管理に関する技術上の業務の一部	平成27年4月1日	平成32年3月31日
広島県	三次市水道事業	取水場、浄水場（向江田、寺戸）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市作木町簡易水道事業	取水場、浄水場（大津、上作木）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市君田町君田簡易水道事業	取水場、浄水場（中野原）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市君田町藤兼簡易水道事業	取水場、浄水場（藤兼）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市布野町簡易水道事業	取水場、浄水場（大仙）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市甲奴町簡易水道事業	取水場、浄水場（新橋本、大掛）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市吉舎町簡易水道事業	取水場、浄水場（吉舎第一、吉舎第二、安田）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市吉舎町敷地地区簡易水道事業	取水場、浄水場（敷地）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市三良坂町簡易水道事業	取水場、浄水場（下郷、上郷、仁賀、灰塚）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	三次市三和町簡易水道事業	取水場、浄水場（下板木、敷名、敷名當農飲雜）、ポンプ所及び配水池等関連施設	浄水場、ポンプ所、配水池（取水場合む）の運転・運用業務、保守点検業務、非常緊急時の対応業務、日常水質検査に関する事項	平成26年4月1日	平成31年3月31日
広島県	北広島町芸北地区簡易水道事業	取水、導水、浄水、送水施設	取水、導水、浄水、送水の各施設における施設管理及び危機管理業務等	平成24年4月1日	平成28年3月31日
山口県	田布施・平生水道企業団上水道事業	取水施設・浄水施設・各ポンプ場・各配水池	運転維持管理業務	平成27年4月1日	平成32年3月31日
香川県	五色台簡易水道事業	施設全体	維持管理業務	平成14年4月1日	1年毎に自動更新
愛媛県	松前町上水道事業	西古泉水源地他	施設の運転管理等	平成27年4月1日	平成32年3月31日
高知県	仁淀川町大崎簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	仁淀川町田村簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	仁淀川町寺村簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	仁淀川町名野川簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	仁淀川町中央簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	仁淀川町長者簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	仁淀川町坂本簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	仁淀川町土居簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	土佐町森・田井簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	土佐町溜井・伊勢川簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	土佐町井ノ上・日浦簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日

都道府県名	事業名称	対象施設	事業内容	契約期間	
				開始	終了
高知県	土佐町地蔵寺簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	土佐町平石簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	土佐町東石原簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	土佐町西石原簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	土佐町峰石原簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
高知県	土佐町黒丸簡易水道事業	水道施設全般	施設の保全業務	平成25年4月1日	平成28年3月31日
福岡県	大木町水道事業	西部配水場	配水場の運転業務	平成20年4月1日	自動更新
長崎県	川棚町水道事業	山道浄水場	浄水場の運転・維持管理業務	平成27年4月1日	平成28年3月31日
長崎県	波佐見町上水道事業	上水道施設	上水道施設管理業務	平成27年4月1日	平成28年3月31日
熊本県	宇城市三角上水道事業	三角浄水場	監視捜査、巡回点検、水質管理	平成25年4月1日	平成28年3月31日
熊本県	坂瀬川・西川内簡易水道事業	坂瀬川・西川内浄水場	水道施設管理・検針	平成27年4月1日	平成28年3月31日
熊本県	鶴簡易水道事業	鶴浄水場	水道施設管理・検針	平成27年4月1日	平成28年3月31日
熊本県	志岐・上津深江簡易水道事業	志岐・上津深江浄水場	水道施設管理・検針	平成27年4月1日	平成28年3月31日
熊本県	都呂々・富岡簡易水道事業	都呂々・笹尾浄水場	水道施設管理・検針	平成27年4月1日	平成28年3月31日
熊本県	上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業	八代浄水場	水質・水量・施設・危機管理等	平成27年4月1日	平成30年3月31日
宮崎県	日向市庭田地区簡易水道	全施設	維持管理全般	平成23年4月1日	平成28年3月31日
宮崎県	日向市寺迫地区簡易水道	全施設	維持管理全般	平成23年4月1日	平成28年3月31日

表10 水道事業の主なPPP/PFI手法導入実績（指定管理者制度）

都道府県	事業名称	対象施設	事業内容	事業方式	契約締結日	運用期間（年）
岐阜県	高山市水道事業	上野浄水場他、水道事業及び簡易水道事業の施設	浄水場の運転・保守管理、取水・浄水・配水施設の維持管理、水質検査等	指定管理者・代行制（第三者委託）	2014年4月1日	5
広島県	広島西部地域水道用水供給事業	白ヶ瀬浄水場、三ツ石浄水場	浄水場の運転監視・水質管理・施設管理点検等	指定管理者・代行制（第三者委託）	2013年4月1日	5
広島県	沼田川水道用水供給事業	宮浦浄水場、坊士浄水場等	浄水場の運転監視・水質管理・施設管理点検等	指定管理者・代行制（第三者委託）	2015年4月1日	5

8.3 PPP/PFI 手法に関する関連用語集

用語	解説
B00 (Build-Own-Operate (ビー・オー・オー))	民間事業者などのプロジェクト事業主体が自らの資金調達によって施設を建設し、BOT のように公共への施設所有権の移転を行わず施設の建設・維持管理、運営を行うPFI事業方式のひとつ。
BOT ((Build-Operate-Transfer(ビー・オー・ティ ー)))	民間事業者などのプロジェクト事業主体が建設、維持管理、運営を行い、事業期間終了後に公共に施設の所有権を譲渡するPFI事業方式のひとつ。
BTO(Build Transfer Operate)(ビー・ティー ー・オー))	民間事業者などのプロジェクト事業主体が自らの資金調達によって施設を建設するが、施設完成直後に公共に所有権を移転した上で、民間等の事業主体が施設の維持管理、運営等を行うPFI事業方式のひとつ。
DB(Design Build(デザ インビルド))	民間事業者に設計・建設等を一括発注・性能発注する手法。
DBO(Design-Buil d-Operation(ディー・ビ ー・オー))	公共が調達した資金施設で民間事業者等のプロジェクト事業主体が施設を建設し、維持管理、運営を行う事業方式。一般的にはPFI事業手法に準じて進められる。
EIRR(Equity Internal Rate of Return(自己 資本内部收益率))	自己資本に対する内部収益率。資本参加を検討する「株主(事業主)」とは即ち投資家であり、投資した金額に対してどれだけの投資収益が得られるのかにより投資の可否を判断する。しかしながら、銀行預金や債券投資とは異なり、エクイティから得られる配当等は年度毎に受け取れる金額にバラツキがあるため、その利回りをイメージするのは困難である。そこで、投資金額に対して将来受け取るキャッシュフロー(配当金等)が、年利回りに換算してどのくらいになるかを数値化したものをエクイティIRRと定義し、投資家の投資判断材料としている。 教科書的な定義は、「エクイティ投資から発生するすべてのキャッシュフローを現在価値に引き直す際、投資金額=すべてのキャッシュフローの現在価値となるような割引率」となっている。 投資判断をする際のポイントは、そのリスクとリターンが見合っているかどうかということであり、エクイティIRRは単にリターンを測るモノサシに過ぎず、その数値が高いか低いかの判断は、そのエクイティの流動性や事業が内包するリスクの判断次第と言える。
ESCO	ESCOとはEnergy Service Companyの略。商業施設、オフィスビル、工場、病院、公共施設など、エネルギーを大量に消費する施設を改修することで、省エネルギー化を行う事業。コスト削減とCO2排出量の削減をはじめとする環境問題を同時に解決する手法。
LCC(Life Cycle Cost (ライフサイクルコスト))	プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
PFI(ピー・エフ・アイ)	Private Finance Initiativeの略であり、民間が資金調達し、設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。
PFI(コンセッション方式)	管理者は運営権者に運営権を設定。運営権により、運営権者は原則として利用者からの収受する水道利用料金(PFI法第23条により水道利用者から運営権者が収受する水道施設等の利用料金)により事業を運営する方式。公共施設等運営事業。
PFI(従来型)	PFIのうち、主に延べ払い方式によるものを指す。

用語	解説
PFI法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の通称で、平成11年7月に制定された我が国においてPFIを実施する上で基本となる法律(平成11年9月施行)。PFIの理念、手続、財政上の支援措置、規制緩和の促進等を定めている。(平成27年12月最終改正施行)
PPP(ピー・ピー・ピー)	Public Private Partnership(官民連携)の略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PSC(Public Sector Comparator(ピー・エス・シー))	公共が自ら事業を実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。
VFM(ValueForMoney(バリュー・フォー・マネー))	官民連携事業における最も重要な概念の一つで、支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(value)を供給するという考え方のこと。VFMの評価は、PSCとPFI事業のLCCとの比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合、PSCとPF工事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがある。地方公共団体が事業を実施するに当たり、事業手法を選択する際の判断基準となるもので、PFIで事業を実施した方が低廉で良質なサービスの提供が可能であると見込まれた場合、PFIが適切であると判断される。ここでは、PFI方式以外にもDBO方式、DB一括発注方式についても適用される。
アセットマネジメント	国民の共有財産である社会資本を、国民の利益向上のために、長期的視点に立って、効率的、効果的に管理・運営する体系化された実践活動。工学、経済学、経営学等の分野における知見を総合的に用いながら、継続して(ねばりつよく)おこなうもの。(社会資本整備審議会「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」(平成25年12月)) 水道におけるアセットマネジメント(資産管理)とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設等のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設等を管理運営する体系化された実践活動」と定義されている。また、水道におけるアセットマネジメント(資産管理)の実践においては、水道事業の特性(代替性が小さい、受益者負担が原則など)を踏まえつつ、技術的な知見に基づき現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、事業の実行可能性を担保する必要がある(「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(平成21年7月、厚生労働省))、としている。
アドバイザー・アドバイザリー	PFI方式、DBO方式、DB一括発注方式等の官民連携手法の導入及び事業実施過程における技術、法務、財務等の専門知識等についてアドバイスする専門家。活用が想定されるアドバイザーとしては、総合アドバイザー、技術アドバイザー、法務アドバイザー、財務アドバイザー等が挙げられ、各方式の導入調査や事業者の募集・選定、事業開始後のモニタリング等の各段階でのアドバイザリー支援が想定される。
インフラ長寿命化計画(行動計画)	インフラ等寿命化基本計画に基づき、水道施設等の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画(「厚生労働省 インフラ

用語	解説
	長寿命化計画(行動計画) 平成27年度～平成32年度」(平成27年3月31日)で、水道事業者が長寿命化計画(個別施設計画)を策定する際に基本とするもの。
運営権者	PFI法第16条に基づき公共施設等運営権を設定された選定事業者。
運営権対価	公共施設等を運営して利用料金を収受する権利に対する対価。
現在価値(NPV、Net Present Value)	将来価値を一定の割引率で割り引いた価値(金額)。プロジェクトの(正味)現在価値(NPV)とは、プロジェクトが獲得する毎年の収益(金利などの資本コストを控除する前のネット・キャッシュフロー)の合計から投資額を差し引いたもので、金額はいずれも現在価値に換算したものを使用する。 (正味)現在価値 = $\sum [n\text{年後キャッシュフロー} / (1 + \text{割引率}/100)^n] - \text{投資額}$ (正味)現在価値は、プロジェクトの実施妥当性を判断する重要な指標の一つで、NPV > 0 ならば一応そのプロジェクトは実施妥当性があると判断される
公共施設等運営権	利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該施設の運営を行う権利
公募型プロポーザル方式	公募により提案書を募集し、予め示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案者の提出者との間で契約を締結する方式。総合評価方式の一つ。
資金調達	資金調達とは資金を仕入れること。従来型の公共事業では、起債や補助金、独自財源という方法で資金を調達した。PFIでは、SPCが金融機関から借り入れて建設等に必要な資金の一部を調達する。
実施方針	PFI法で定められている手続き。特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針。PFI事業を実施する際には公共施設等の管理者等は、実施方針を定めて、これを公表しなければならない。 <具体的に定める事項> <ul style="list-style-type: none">・ 特定事業の選定に関する事項・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項・ 民間事業者の責任の明確化、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項・ 公共施設等の立地及び規模配置に関する事項
指定管理者制度	強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者に委託する方式。
仕様発注	発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。
水道事業ビジョン	水道事業ビジョンは、新水道ビジョンで示す50年、100年先の水道の理想像を踏まえたうえで、「持続」「安全」「強靭」の観点からの課題抽出や推進方策を具体的に示すもので、次の事項を記載する。①水道事業の現状評価・課題、②将来の事業環境、③地域の水道の理想像と目標設定、④推進する実現方策、⑤検討の進め方とフォローアップ(「水道事業ビジョン作成の手引き」(平成26年3月19日、厚生労働省))
スキーム	事業の仕組み・枠組み・構成。
性能発注	発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の發揮」が実現しやすくなる。 性能発注における仕様書は、英国PFIではアウトプット仕様書(Output Specification)、日本では業務要求水準書と呼ばれている。

用語	解説
総合評価一般競争入札	予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなく、その他の条件(維持管理・運営のサービス水準、技術力等)を総合的に勘案し、落札者を決定する方式(地方自治法施行令167条の10の2)。
直接協定	選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合等に、管理者によるPFI事業の契約解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金の供給を行っている融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入(ステップイン)を可能とするための必要事項を規定した管理者と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定。
導入可能性調査(FS: Feasibility Study(エフェス))	対象とする事業をPFI事業として実施した場合、サービス水準の向上の見込みがあるか、民間の参入意欲がどの程度か、VFMシミュレーションの検証等から総合的に評価し、PFIの導入の可能性を判断するもの。
特定事業	特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。特定事業の選定とは、基本方針及び実施方針に基づき、PFI事業として実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。
特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)	資産の流動化に関する法律に基づき、当該事業の実施を目的として設立される法人、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。 PFIでは、公募提案する共同企業体(コンソーシアム)が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。
独立採算型	PFI事業の事業類型の一つ。民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型。
プロフィットシェアリング	各事業年度の収益が予め規定された基準を上回った場合に、その程度に応じて運営権者から管理者に金銭を支払うこと。
包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること
マーケットサウンディング(市場調査)	民間事業者のコンセッション方式の個別事業への参加意欲を実施方針等の策定に先立って把握する試み
モニタリング	選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視(測定・評価)する行為。
有識者、学識経験者	専門領域の学問等で評価を受け、豊富な経験と高い見識をもつと社会的に認められる人。一般的には当該分野に関わる大学教授や専門家等を指す。
リスク	選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。
リスク分担	事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担すること。リスク分担については、実施方針等において、リスク分担表の形式で示されることが多い。リスク分担における原則は、「各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する」ということである。(「可能な限り多くのリスクを民間事業者側に負担させる。」

用語	解説
	ということではないということに注意すべきである)
利用料金	PFI法第23条第1項に基づき、水道施設等運営等事業の運営を行うものが、自らの収入として收受する当該水道施設等の利用に係る料金
割引率(Discount Rate)	現在価値を算出する際に用いる利率。(「現在価値」参照)

8.4 関連資料

本ガイドライン（案）内に示した関連資料の URL を以下に示す。

- ・「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」

(平成 27 年 12 月 15 日、民間資金等活用事業推進会議決定)

<http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/tsuuchi/pdf/yuusenyousei1-1.pdf>

- ・「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」

(平成 28 年 3 月、内閣府 民間資金等活用事業推進室)

<http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/sakuteitebiki/pdf/sakuteitebiki.pdf>

- ・「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」

(平成 29 年 1 月、内閣府 民間資金等活用事業推進室)

http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/unyotebiki/pdf/unyotebiki_01.pdf

- ・「水道事業における官民連携に関する手引き」

(平成 26 年 3 月、厚生労働省健康局水道課)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/140328-1.html>

- ・「インフラ長寿命化基本計画」

(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)

http://www.cas.go.jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf

- ・「公営企業の経営に当たっての留意事項について」

(平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000083.html

- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/20141227siryou5.pdf>

- ・「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」

(平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定)

<http://www8.cao.go.jp/pfi/whatsnew/kiji/actionplan.html>

- ・「PPP/PFI 推進アクションプラン」

(平成 28 年 5 月 18 日、民間資金等活用事業推進会議)

http://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index.html

- ・「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル」

(平成 25 年 6 月、内閣府)

<http://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf>

- ・「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」

(平成 23 年 12 月、厚生労働省健康局水道課)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/tp120313-1.html>

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

(平成 26 年 9 月 30 日一部変更閣議決定)

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000283.html

8.5 様式

本ガイドライン（案）内に示した様式を以下に示す。

【フェイスシート】

水道事業者等の名称: ○○(市・町・村)水道事業

事業概要:

現状評価・課題:

策定済みの将来計画等:

導入を検討した連携形態

- | | | |
|-------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 個別委託 | <input type="checkbox"/> DBO | <input type="checkbox"/> コンセッション |
| <input type="checkbox"/> 第三者委託 | <input type="checkbox"/> PFI | <input type="checkbox"/> 完全民営化 |
| <input type="checkbox"/> DBO+第三者委託 | | <input type="checkbox"/> PFI+第三者委託 |
| <input type="checkbox"/> 個別委託+第三者委託 | | |
-

【連携形態の検討結果】

連携形態:

連携形態の概要:

導入が想定される業務範囲:

連携形態導入による効果:

連携形態導入に係る課題:

連携形態導入の実現性: 有り・状況次第で有り・なし

(行政事情等の勘案)

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

《簡易な検討の計算表》 (単位:千円、年)

(入力セル)

■前提条件

		従来型手法	採用手法 の条件	採用手法
手法		従来型手法		①BTO・BOT・ BOO・RO
事業期間	整備期間	1年	従来手法=採用手法	1年
	維持管理・運営期間		従来手法=採用手法	0年
費用・収入	整備費			0
	維持管理・運営費(1年当たり)			0/年
	利用料金収入(1年当たり)			0/年
資金面の内容	現在価値への割引率		従来手法=採用手法	0.0%
整備費に対する資金調達の内容	整備費に対する補助金・交付金の割合			
	整備費に対する起債の割合			
	整備費に対する一般財源の割合			
	整備費に対する民間資金の割合	—		整備費の100%
	小計	0%		100%
	小計を↑100%にして下さい			
整備費に対する公共側の資金調達	補助金・交付金の金額	0		0
	起債金額	0		0
	一般財源の金額	0		0
	起債金利		従来手法=採用手法	0.0%
	起債償還期間	0年	従来手法=採用手法	0年
	起債償還方法		従来手法=採用手法	0年
採用手法における整備費の資金調達	資本金額	—		
	借入金額	—		0
	借入金利	—		
	民間事業者の借入期間	—		0年
	採用手法における整備費の資金調達			
採用手法の内容	割賦金利	—		0.0%
	割賦期間	—		0年
	法人税等	—		29.97%
	調査等費用	—		
採用手法の民間事業者の収益	採用手法における対価の調整	—		
	民間事業者のEIRR(※)	—		
	採用手法の民間事業者の収益			